

紀美野町第2回定例会会議録

令和6年6月18日（火曜日）

○議事日程（第2号）

令和6年6月18日（火）午前9時00分開議

第 1 議案第45号 物品購入契約の締結について

第 2 議案第46号 工事請負契約の締結について

第 3 一般質問

○会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	徳 田 拓 嗣
2 番	中 原 和 也
3 番	桐 山 尚 己
4 番	藤 井 基 彰
5 番	上 柏 皖 亮
6 番	埴 谷 高 夫
7 番	七良浴 光
8 番	北 道 勝 彦
9 番	向井中 洋 二
10 番	伊 都 堅 仁
11 番	美 濃 良 和
12 番	美 野 勝 男

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	小 川 裕 康
副 町 長	細 峪 康 則
教 育 長	東 中 啓 吉
総 務 課 長	曲 里 充 司
企 画 管 財 課 長	高 田 真 孝
住 民 課 長	森 谷 克 美
税 務 課 長	調 月 克 久
保 健 福 祉 課 長	森 谷 善 彦
子 育 て 推 進 課 長	黒 崎 智 帆
産 業 課 長	吉 見 將 人
建 設 課 長	中 前 貴 康
ま ち づ く り 課 長	米 田 和 弘
水 道 課 長	長 生 正 信
美 里 支 所 長	(米 田 和 弘)
消 防 長	家 本 宏
会 計 管 理 者	太 田 具 文
教 育 次 長	東 浦 功 三
代 表 監 査 委 員	菊 本 邦 夫

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	井戸向 朋 紀
事 務 局 書 記	西 本 貴 哉

開 議

○議長（美野勝男） 皆さん、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○議長（美野勝男） それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第45号 物品購入契約の締結について

○議長（美野勝男） 日程第1、議案第45号、物品購入契約の締結について議題とします。

これから質疑を行います。

3番、桐山尚己議員。

（3番 桐山尚己 登壇）

○3番（桐山尚己） では、何点か質疑をいたします。

紀美野町立小中学校へのタブレット端末及び周辺機器の配備ということですが、この購入予定のタブレット端末の仕様、主にそのメモリであるとか、ストレージがどれだけあるのかということが、まず1点ですね。

2点目に、この購入予定の端末を何年間使用する予定であるのか。これが2点目。

3点目としましては、これ当然のことながら、保険はかけていかれることになると思うんですが、その保険の内容について簡単に御説明いただきたいということ。

さらには、4点目として、学校別の端末納入数というのがあって、合計で320台ということになっておりますが、現在の紀美野町内の小中学校5校それぞれの児童生徒在籍数と、この端末納入数というのが必ずしも一致しない、多かったり少なかったりということがあるんですが、ここの違いについて御説明をください。

最後に、これタブレット式の端末と言いながらキーボードがついてるわけですね。キーボードがついてるということは、これタブレット端末がどんどん進化していったら、キーボードが最近はついてるものが増えてきているわけですがけれども、例えば、中学生程度であればまだしも、小学生にキーボードのついた端末が必要なのかということはあるんですが、ここの疑問を感じるの、その辺りについて、この必要性についてお答えください。

以上です。

(3 番 桐山尚己 降壇)

○議長 (美野勝男) 東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長 (東浦功三) おはようございます。

桐山議員からの御質疑の中で、i P a d のストレージについてはちょっと今調べさせていただきます。

それから、何年間使われるのかという御質疑には、耐用年数が5年となっております。5年を目安にまた更新という形になります。

保険の内容につきましては、生徒が壊してしまったらとかという場合の保険をちょっと考えてはおります。ごめんなさい、そういう損害保険というのかな、そういう形をちょっと考えております。

それから、保険の内容につきましては、保険に加入するほうがお得なのか、それとも保険に加入しないで壊れた部分に対して修理をしていくのかというところで、ちょっと今検討をしています。

それから、今回320台の台数の整備をいたします。今回、整備されるのは、この耐用年数が切れた部分につきましてさせていただくんですが、全部で整備総数は486台を予定しております。その中で今回320台ということで、台数で生徒数との違いということであるんですが、先ほども申しましたとおり、故障したりする場合がございますので、生徒数より若干多く、それぞれの学校で台数をそろえていくことになります。

それから、キーボード付きの必要性なんですが、そういう製品であるということもさることながら、キーボードがついてることで、タブレット機能だけではなく、そういったタイピングについてもそれは体験といいますか、タイピングについてもそれは学習できるということで、こういった機種を選んでおります。

以上でございます。ストレージのほうはちょっと調べさせていただきます。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長 (美野勝男) 3 番、桐山尚己議員。

○3 番 (桐山尚己) では、再質疑いたします

1 点目のストレージですけれども、メモリのほうも御確認くださいね。

2 点目、耐用年数5年ということで、5年間は使用していかれるということでありま

した。その5年間で、使用中に生徒児童が誤って壊してしまった場合については保険を考えているということだけれども、修理したほうがいいのかということも含めて、現在検討中ということですね。つまり、ここには料金としては含まれてないと。別途費用がかかってくるということになるのかなと思いますが、その辺りも本来こういう議案を上程される場合は、もうあらかじめ検討の上決めていただいて、やはり出してきていただきたい。壊れるものですから、そういうことに費用がかかるのは当然であって、それは致し方ないことだと思います。児童生徒への環境整備ということですから、その配備していく端末が常に使える状態の環境を整えていくという前提で、一括して出していただきかったということは申し上げておきます。

さらに、すみませんちょっと理解できなかったんですが、最終的に486台整備されるということは、追加で166台別途購入予定ということなんですか。それはいつなのか。その数字の差異についても、少し御説明をいただきたいということですね。まあ、多めに購入しておくということも、もちろんバッファとしてぐるぐる回していく必要がありますから、それは当然必要なことだということとは理解してます。

最後に、小学生にキーボードが必要かどうかということで、タイピングの学習ということですが、以前、この議会の場で私も一般質問の場で申し上げたことありますが、文部科学省が生きる力を培っていくということを主眼とした教育に今取り組んでるわけです。それを受けて、紀美野町教育委員会及び小中学校も、そういった方向性に従って地に足のついた教育ということを、以前、教育長もおっしゃっていましたが、そういった生きる力をつけていくためには、デジタルということよりもまず小さな頃はアナログの世界ですね、しっかりと自分の手で文字を書き、絵を描き、そういうことがまずはしっかりとできることが非常に重要だというふうに私は考えております。それができた上でのデジタルということなので、まだ書くこともしっかりとそういったことにも習熟していない児童生徒の皆さんにデジタル機器を与えて、タイピングの練習をさせてということは、かえって害が出るおそれがあるんじゃないかなというふうに、私は危惧しておるんですが、その点についていかがでしょうか。

以上です。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 桐山議員の再質疑の整備台数についてですが、今回整備をする320台というのは、GIGAスクールが令和2年度から、それはGIGAスク

ールの実現により整備された端末は主にあるんですが、その当町においても、G I G A
スクール以前の平成29年度から、段階的にタブレット端末を整備してきた背景があり
まして、今年度については、平成29年度から令和元年度までに整備した端末を更新す
る事業となっております。その中で現在、先ほども申し上げましたが、現在学校で保有
しておる端末の数は486台で、うち今回整備するものが、令和元年度までに整備した
ものが対象となっております。あとの166台につきましては、来年度で整備をする予
定となっております。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 東中教育長。

○教育長（東中啓吉） 桐山議員のアナログで自分の手で文字を書くことが大事じ
ゃないかというお話がありました。そのとおりです。もちろん、小学生の間というのは、
自分の手で自分の文字を書く、非常に大事なことで、決してタイプだけでやってるわけじ
ゃなくて、そういうことを主眼にしながら、学年に応じて、例えばローマ字を習ってると
ときにはタイプを打ったりとか。あるいは、もっと高学年になって、ペンがあるんですけど
も、そのペンでタブレットの画面になかなか字は書きにくいといった場合に、そのキーボ
ードを使ってやるとか。あるいは、中学生になると、高等学校に行くとタイプで情報教育
をやることが多いので、それに向けての練習であるとか、そういった活用を限定しながら
アナログ、自分の手で自分の文字を書くということは、主眼を置いてやっております。

以上です。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） では、1点目のメモリとストレージについてはまた後ほどお
答えいただくとして。

先ほどの486台というのは、現在保有されてる台数ですね。私ちょっとすみません、
理解が間違っておりました。そこの中の平成29年から令和元年度に導入した分の更新
であると。つまり、260台今回導入する分と、166台古い仕様、スペックの物が混
在するということになります。児童生徒間で違うものを使っていくということになる
とすれば、それはちょっとそういった点でも問題が生じてくるのではないかというふう
に危惧しますが、その点についてお聞かせいただきたいということと。

あと、最後、教育長の御答弁で、あくまでも限定活用、活用を限定してということで、
アナログの部分の第一ということでありましたので、それは理解いたしました。

では、仕様メモリ、ストレージの部分と、あと次年度166台との違いから生じる問題は何かないのかどうか、その点についてお答えください。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前 9時19分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時21分）

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） お待たせしてすみません。

先ほどの仕様につきましては、メモリが8ギガバイトです。ストレージは64ギガバイトの仕様になっております。

それから、スペックが違うタブレットが混在して混乱がしないかという話なんです。まず、学校のほうで学年ごとに分けるなどして、そういうところは混乱しないようにしていただくということと、もう一つは、iPadでございまして、年式というか、新しい古いって出てくるかもしれないですが、中でそのiPadを使って走らせるアプリケーションというのは共通のものを使います。ですので、そこに大きな差異はないと考えています。

以上です。

○議長（美野勝男） 最初の質疑の部分ありましたらしてください。

○3番（桐山尚己） 結構です。今伺いましたので。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） 保管庫がありますよね。保管庫は何台で幾らなんでしょう。

それを引いたらタブレットの値段なので分かるんですけども、タブレットの値段は幾らというのもちょうと教えてもらえますか。

それから、スペックでピンキリですよ。これでまあ8ギガ、64ギガ、これは結構です。こういうその最低限64ギガで中は8ギガということで予算化して、そして、こ

の入札業者に示されているのでしょうか。それとも、i P a dでこれぐらいでということやってるのでしょうか。どういうふうに、業者に示すときに、入札に参加されるときに示されているのかをお伺いしたいと思います。機種名まで言ってるのでしょうかね。その辺のところもお願いしたいと思います。

それから、製造年月日は最新でいいんですかね。いつの製造年月日なのでしょうか。それから、機種名も教えてください。

以上です。

(6 番 埴谷高夫 降壇)

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

(午前 9時27分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時28分)

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長（東浦功三） 埴谷議員からの御質疑の中で、まず保管庫につきましては台数が大きいのが8台、それから小さいのが13台、合計21台購入する予定にしています。大きいほうが物品単価といたしまして17万2,700円で、138万1,600円となります。それで、小さいほうにつきましては、12万4,300円が単価で、事業費は合計161万5,900円となっております。それから、タブレットの1台当たりの単価になりますが、5万5,330円となっております。それから、機種の指定かどうかというお話であったと思います。入札の際は、機種を最新モデルに指定しております。i P a dの第10世代のW i - F iモデルで、型番をMP903J-Aという型番を指定して入札をしております。それから、製造年月日になるんですが、製造年月日はもう最新型という条件で入札をしております。

以上でございます。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 保管庫ですけれども、じゃ、今まではどないして保管してたんですか。お尋ねします。

それから、保管庫の値段よく分からないけど、こんなもんなんじゃないかな。

それから、CPU聞くの忘れましたんで、どういのを使ってるか教えてもらえますか。

それから、まあそれですね。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 保管庫につきましては、現在もその当時に購入した保管庫を使用しております。今回、保管庫についても買い換える必要性が生じたのは、今現在、保管庫に入れた状態で充電ができるようになっていました。その中で、充電の差し込み口がB端子からC端子に今は全部変わっています。その中で今の端子に対応できる保管庫をそろえていかないとちょっと充電がやりにくいということで、保管庫についても更新をしていくというものでございます。

それと、CPUにつきましては私もちょっとあまり詳しくはないんですが、資料によると、6コアCPUということでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第45号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

3番、桐山尚己議員。

（3番 桐山尚己 登壇）

○3番（桐山尚己） では、議案第45号について、賛成討論を行います。

本事業は、紀美野町内の小中学校5校に対しICT機器を活用した学びの保障を目的として、タブレット端末320台及び周辺機器を整備するものであります。

昨今のデジタル社会における各種デジタル機器の普及状況に鑑みれば、義務教育段階から一定程度、デジタル機器になれ親しむことも必要かと思えます。しかしながら、義

義務教育段階においては、とりわけアウトプットの方法については、まずは自分の手で書くというアナログ的なアプローチが極めて重要であり、それを飛び越えてデジタルに進むことは、こどもたちの健全な発育を阻害しかねません。当該タブレット端末は、キーボードも備える最新式のものであるがゆえに、勢いこの端末を使いこなすことが目的の一つになってしまうおそれもあります。義務教育の現場では、自らの手で文字や絵をかくことに主眼が置かれるべきであり、デジタル機器は、あくまでも補完的な位置づけで使用することが求められます。このことを前提とした教育が町内の小中学校で行われることを条件に、本案に賛成するものであります。

(3 番 桐山尚己 降壇)

○議長（美野勝男） 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから、議案第 4 5 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 5 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 議案第 4 6 号 工事請負契約の締結について

○議長（美野勝男） 日程第 2、議案第 4 6 号、工事請負契約の締結について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第 4 6 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから、議案第４６号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４６号は原案のとおり可決されました。

◎日程第３ 一般質問

○議長（美野勝男） 日程第３、一般質問を行います。

質問者は、一つの項目の質問を終了し、次の質問事項に入る場合は、質問の区切りが明確になるように、次は何々について質問しますと発言願います。

なお、議長の許可を得て通告項目の順を変更することができます。

一問一答方式により、質問時間は４０分です。

一般質問の通告は１０人です。

本日は６人の登壇を予定しています。

それでは、順番に発言を許します。

１１番、美濃良和議員。

（１１番 美濃良和 登壇）

○１１番（美濃良和） おはようございます。

それでは、議長さんのお許しを得まして、一般質問を行ってまいりたいと思います。

まず初めに、海南高校美里分校についてお聞きしたいと思います。

紀美野町は、小さい町でありますけれども、高校が４校もあるというそういう珍しい町であります。その４校のうち一番小さいのは、全校生徒２４人の美里分校かと思うんですが、その生徒一人一人に対して、少ないがゆえに十分に目が届くと、そういうすばらしい実践がされているようであります。

紀美野町は、本年度、高校での支援の９０万というのが予算組まれておりますけれども、この分校はほとんどがバスで通学されてると。そういうふうなことから、その保護者の方に対して負担が重くなると、そういうふうに思われます。せっかくのこの学校を存続させるためにも、支援が必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

次に、町の施設へのＡＥＤの設置についてお聞きしたいと思います。

ごく最近でございますけれども、町の体育館でスポーツをされていた60代の女性が、突然病気を起こされまして亡くなってしまいました。一緒にいた方が、スポーツをしていた方が、AEDを探しに行ったそうでもありますけれども、その体育館にはなくて探しに行かなきゃならないと、そういうようなことで救急車がその前に駆けつけてくれて、結局、消防署の職員さんのお力で手当てし、搬送してくれるということであったようであります。

このように、AEDが万能というわけではございませんけれども、しかし、少なくとも激しい運動をする体育館やまた町の施設のところに、AEDがすぐに使えるという状態はつくっておくべきではないかというふうに思いますが、これに対する答弁をいただきたいと思います。

次に、町政報告会での要望事項について、その対応についてお聞きしたいと思います。

9か所というふうに書きましたが10か所でしたね。失礼いたしました。

報告会をされて、それについては町長さんはじめ、三役または課長さん方、大変御苦労さんでございました。

さて、そこで多くの皆さん方の意見や要望をお聞きして帰ってこられたというふうに思います。その中には大変切実な要望もあったというふうに思います。例えば、中田の棚田と比較して、一般の農家の水田や水路の修理の地元負担金について、これは農家が減ってきているにもかかわらず、その負担金が割合が小さいといえども、10人で担っておったものが1人しかやってる人がなくなればその分負担が増えます。そういうふうなことから、負担軽減が必要ではないかというふうに思います。この中田の棚田がああいうふうにやっていっておられる、これは一つの基準というふうに私は思います。そういうふうなことから、この他の農家に対する負担について軽減が必要というふうに思いますが、答弁をいただきたいと思います。

2番目に、神野市場の残土処理場へのダンプカーについて、今後10年というふうに答えてられました。これについて私が以前聞いたときには、2年というふうに答弁されております。それがいつ、この10年になったのか。また、暑い季節がやってまいりますけれども、埃の心配があるわけであります。このことについて要望、この道の掃除をする機械とか水を撒いてほしいというふうな要望もございましたけれども、もう一つにはスピードの問題があるかというふうに思います。あの場でも言われてましたが、土を下ろした後、そういうふうに埃が立つというようなことが言われておりましたけれども、

これについてやっぱり大変スピードを落として走ってもらうように言ってるというふうでございましたけれども、実際は下ろしてから坂道ですね、かなりスピードが出ているように思います。このことについて十分に注意が必要かというふうに思います。また、下神野小学校の前を通っていくわけでございますけれども、ここで児童が立っているのに止まらないで走る車もあるかというふうに聞くんですね。これについても十分に周辺の方々に対する迷惑かからないように注意が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

3番目に、蓑原橋、庄原の水害対策について、これについては県と対応を合わさなければならないということでございますけれども、そういうことだと思いますが、この県がよく下流からやってこなければということでもありますけれども、それではなかなか大変重要な場所にはやってこない、そういうこともございます。また、浚渫についても何度か私はこの場でお聞きし、その方向で進めていくような話もあったんですけども、このことについてはどうであるのか答弁をお聞きしたいと思います。

以上、大きく3点よろしく願いいたします。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長（東浦功三） それでは、美濃良和議員からの質問、1問目と2問目について答弁をさせていただきます。

まず、海南高校美里分校についての質問についてですが、町では町内に所在する高等学校の教育振興を図ることを目的に、高等学校と地域が連携して取り組む事業に係る経費や、地域の活性化に取り組む事業に係る経費について、高等学校教育振興補助金として、1校につき22万5,000円を交付しており、海南高校美里分校へも交付し、支援をしております。また、美里分校は、地域にとってもかけがえのない学校であり、町の行事にも参加協力をいただいております、まさに元気を与えてくれる存在であると町も考えております。また、みさと天文台では、美里分校からの要請により、授業の一環として現地研修を受け入れるなどの活動もしているところです。

海南高校美里分校では、生徒の通学については通学バスを運行しており、その運行にかかる経費については、主として生徒の保護者が負担していると聞いております。美里分校は県立高校でありますので、通学の支援については県教委に対し、町からも要望していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

続いて、町の施設へのＡＥＤの設置について、についてお答えいたします。

去る５月３１日に、スポーツ公園の体育館で卓球をされていた女性が突然倒れられ、病院に搬送されましたが、残念ながらお亡くなりになりました。まずもって謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

さて、美濃議員御質問の体育施設へのＡＥＤの設置についてですが、社会体育施設、社会教育施設及び学校においては当該施設に設置をしているか、もしくは隣接施設に設置のＡＥＤを共用できるようにしております。スポーツ公園では、ＡＥＤは管理棟の入り口に設置をしております。また今回の件を受けて、教育委員会所管の全ての施設において、ＡＥＤが必要な場面に遭遇したとき、どこにＡＥＤが設置しているかが一目で分かるように、設置場所を示した表示板をところどころに設置するなどの対応をいたしたところでございます。

以上、答弁いたします。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長（美野勝男） 中前建設課長。

(建設課長 中前貴康 登壇)

○建設課長（中前貴康） おはようございます。

それでは、私のほうから、美濃議員の３番目の市政報告会での要望事項への対応についての１点目の負担軽減が必要ではないか、２点目の残土処理場への搬入が今後１０年ということにいつなったか、砂埃やダンプ運転手の運転マナーの十分な対応について、３点目の蓑原橋、庄原の水害対策についての御質問にお答えさせていただきます。

まず１点目の負担軽減が必要ではないかについてですが、人口減少や農家の高齢化により後継者不足が課題となっておりますが、農業は紀美野町の基幹産業でもあり、今後も維持していく必要があると認識してございます。

現状といたしましては、農業用施設の災害復旧、改修、補修などに関しましては、事業の実施により、特に利益を受ける地域や受益者などに対し御負担をいただくことが、町全体の公平性を実現すると考えてございます。ただし、昨年度の豪雨災害のような甚大な災害が発生した場合には、分担金を減額もしくは免除を行うなどを対応しているところでございます。今後は、農家の状況を見ながら研究を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

続きまして、２点目の残土処理場への搬入が今後１０年ということにいつなったか、砂埃やダンプ運転手の運転マナーの十分な対応についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、残土処分場の運営について、十分注意しながら対応していかなければならないと認識してございます。国交省との協議により、今後、二、三年の間には国交省の土砂搬入は終了し、海草振興局管内の県発注工事と町発注工事の土砂搬入のみへ移行していきたいと考えております。ただ、土砂搬入量については、災害の発生などにより、今後発生する土砂搬入の予想は難しいところではありますが、１０年程度は紀美野町内で発生する土砂を受け入れていく必要があると考えており、現時点での予定であると御理解いただきますようお願いいたします。

砂埃等につきましては、散水車や路面清掃車による抑制を行っているところでございますが、今後も地元住民の御心配、御不安を少しでも緩和できるよう、運営に努めてまいりたいと考えてございます。

また、運転手のマナーにおきましては、残土処分場の近くに小学校があり、児童、地域住民の安全を最優先にすることは当然であると認識しております。過去には、マナーの悪質な事業者がある場合は、その車両の搬入禁止の措置も行ったこともございます。今後も、マナーの向上につなげるよう引き続き周知徹底を行い、適切な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

続きまして、３点目の蓑原橋、庄原の水害対策についてお答えさせていただきます。

令和５年６月２日に、近畿地方で初めて発生した線状降水帯と台風２号による短時間で集中的に降り注いだ雨の影響で河川の氾濫が相次ぎ、改めて異常な自然現象の恐怖や脅威を感じるようになりました。河川氾濫は、住宅、農地のみならず、道路、橋梁などのインフラにも大きく影響するため、護岸や河床の浚渫工事による継続的な対策が重要であると認識しております。

さて、議員御質問の蓑原橋、下佐々地区の庄原の水害対策ですが、蓑原橋付近の対策につきましては、令和６年３月に西野地区からの「蓑原橋周辺の河川整備の要望」を受け、令和６年５月１６日に県知事に直接お会いし、真国川の氾濫対策事業についての要望活動を行ったところでございます。

現在、県発注事業により測量作業が進行中であり、今後も、氾濫対策については河川管理者である県と協議・検討していく必要があると考えております。また、下佐々地区の庄原付近の浚渫などにつきましても、河川内の岩盤掘削や浚渫工事を引き続き河川管

理者である県に改めてできる対策を強く要望してまいりたいと考えております。

河川改修工事につきましては、上流から工事を進めた場合、河川の下流側が先細りとなりボトルネック状態となることで上流側の水の流れが制限され、氾濫を起こす危険性があるため、下流から工事を行うことで氾濫による被害リスクを低減し、効率的かつ安全に工事を進めるため、非常に重要であると考えております。今後も、町と県がしっかり連携し、河川に対する保全、管理、安全確保に努めてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(建設課長 中前貴康 降壇)

○議長（美野勝男） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して、質問、答弁をしてください。

11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 1番目の美里分校ですけれども、今の説明では22万5,000円を4校にですか、計90万という、まあ90万であればということで予算化されていると、そういうことですか。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） そのとおりでございます。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 次長さんも答弁いただいたわけですが、保護者の方がバス通学ですか、の児童のバス通学のために大体月3万でしたかね、いってるようなことを聞いたんですけれども、これについては、県に要望だけでは解決するってまあそれは解決しなきゃならんのですけれども、町としてもそれに対しての対応が必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） まず、先ほども申しましたが、この補助金につきましては、補助金を交付する目的として、高等学校と地域が連携して取り組む事業に係る経費、それから地域の活性化に取り組む事業に係る経費として、それぞれ学校で取り組んでいる活動に対して補助金を出しておるということでございますので、この補助金については、ちょっと通学については、ちょっとまた切り離して考えないといけないと思います。

また、先ほども申しました県立高校ということもありますので、通学の支援については、県教委の支援というのを町からも要望していくこともさることながら、地域振興という観点から、町がどんな支援ができるかということから、研究・検討をしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 今その地域との連携の関係で22万5,000円出ると、それはそれでいいと思うんですけども。この地域のこの学校へ通う生徒ですね、今答弁いただいた、県へ要望するというふうなことで、そこから向こうについては、町としては対応できないという意味になるんですか。今の答弁は。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 高校へ通われているというのは、ほかの学校も通学をするという感じでは一緒だと思います。ですので、海南高校美里分校だけを取り上げて、町が率先して、まあ率先してというところちょっと言葉悪い、言葉ちょっとおかしいですが、支援をしていくというよりも、まず高校は県立高校という位置づけの中で、県のほうに何とか支援をしていただけないかというところで要望をしていきたいと。さらに、地域の振興という観点から、町で何ができるかというところから研究を検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 研究・検討していただきたいと思います。

他の学校にも、敷地代とかいろんな形で、町も支援をしているというところがあるわけですね。まるっきりそういう、まあ民間が多いんですけども、民間がやれていることだけではないかというふうに思います。その辺については、十分にそのことについて、やっていただきたいと思います。

○議長（美野勝男） 11番議員、答弁必要ですか。

○11番（美濃良和） それでよろしいのかどうかだけ答弁を願いたいと思います。

○議長（美野勝男） 東中教育長。

○教育長（東中啓吉） 今のお話の中で、通学に特化して支援というそういうことだけではなくて、いろんな面で支援していけないかということについて、次長が申し上

げたように、今後研究していきたいと、そういうふうに思っています。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 何にしてもですね、そういう存続に向けていろんな形で検討いただくということでありますので、それでよろしくお願ひしたいと思います。

次に移りたいと思います。

AEDの件については、施設のどこにあるんかの表示板を設置すると、そういうふうなことでありました。今回のことも、そこで一緒に参加していた方がAEDを探しに、その事務所のほうですか、事務所のほうにあったらしいですね。そこで行ったんだけどなかなか外せない、また、簡単に持っていかれたら困るということもあるんでしょうけども、ブザーか何かの設置もしておったと。そういうふうなところで、その辺のところですね、やっぱり各施設に1つという、今AEDもそんなに高くなってきているということですから、その辺のことも必要ではないかというふうに思うんですね。もちろん、体育施設だけではないかというふうに思います。多くの皆さん方が利用する施設ですね。事務所まであれ10メートルから20メートルありますよね。走って行ってすぐ取って帰れるというふうなことではないかというふうに思うんです。取れる、すぐにこの活用できるというそういうふうなことが必要ではないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 美濃議員の再質問についてお答えいたします。

現在のところ、各施設に1台ずつというのを基本にやっております。複合で管理棟あるとか、それとか体育館、運動場、どこで何が起こるか分からないということで、それぞれの種目の競技場、競技する場所について一番あれば、あるにこしたことはないんですが、そこまでの距離についてですね、今のところは何百メートルも離れてるというのはちょっと考えづらいんですが、走って取りに行っていたぐらいの範囲の中で設置はしておりますので。その中で、今まではここに設置していますということを、あるとは書いてるんですが、どこに設置している、そしてどこの施設のどの場所に設置してるというのが、ちょっと明確に案内できてなかったというところは、反省するところでございます。ですので、もう既に各施設において、どの建物のどの場所に設置しているということを明確に表示したものをグラウンド、それから体育館、ところどころにそ

れを設置して、分かりやすくさせていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） AEDは、貼ればどんなふうにしたらいいのかとか、もうまるっきりあかんとか、そういうことも出るようでありますけれども、ですから心臓マッサージが先に必要であるのかとかですね、これについてのそういう訓練ですか、それが必要かというふうに思います。それと同時に、今までの状況はそういうふうに少し離れておってもということであったと思うんですが、やっぱりすぐに使えると。時間が争うわけですね。ですから、今まではそういうふうにあまりAEDについて一般、私たちも含めて認識というのが薄いかというふうに思うんですけれども、今後そういうふうに町民の方々の命を守る意味で使えるようにすると。ですから、もう体育館であるならば、あの距離結構ありますよね、事務所までという。何百メートルもあるってそういうふうではないし、何百メートルもあったらもうとんでもない話なんで、そういうふうな状況であったら、その施設の中に一つあってもこれはいいんじゃないですか。もちろん、体育館だけじゃなくて他の施設もそうですけれども。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 今現在は各施設に1つずつという形で設置はしておりますが、もう必要であれば、そこまでの距離どのぐらいかかるかというところもちょっと検証しながら、今後ちょっと検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） そうということで、一度見直しをお願いしたいと思います。

また、私も気がいたらその辺について申し上げたいと思いますが。

次に移りたいと思います。

町長さんが行われたこの町政報告会ですね、それで真剣に、本当に真剣に要望されてる方々もたくさんおられたというふうに思います。その一番目の農業施設の補修等を含めた負担軽減の問題ですけれども、今本当に食糧難にもう向かってるんですよね。実際に、食料自給率が10%あるかないかというふうな状況にあるわけで。ですから、紀美野町のように非常に条件の悪い農地を持っておられる方々にとっては大変ですね。棚田もそうなんですけれども、場所によっては何キロメートルも水路を引っ張ってこなあか

んと。昔は10軒20軒という方々が共同作業で水路を直したり、または田んぼについてもあれば共同で助け合いで、よく言う結ですね、それで助け合ったんですけれども、だんだんとされる方々が減ってきている中で、今まで10人やったのが、あるいは20人でやったのが、もう1軒2軒でやらなきゃならないと。その分だけ負担が大きくなってくるわけですから、これは当然軽減してほしいというのが、そういう願いは当然かというふうに思うんです。その辺についてどうですか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 美濃議員の再質問にお答えをいたします。

議員おっしゃることは本当に私たちもよく承知しておりますし、先般の町政報告会でも、本当に心からの要望というのもいただいたというのは強く認識しております。紀美野町の基幹産業は農業である。この農業を守っていくために、町ができることはどんなことができるかというのは大きな大きな課題であります。農家の皆さんに続けてもらわんとあかんということで、町ができることは一生懸命現在もやってきておりますし、今後もやっていく、そういうつもりであります。

特に、水路の件であるとか一部負担金の件、こういったものについては、全て無償というのはなかなかやっぱり難しいというのは、やはりそれは特定の受益者の方々のために、何でもかんでも無償でやりますよというのは難しいということで、少し負担をいただいているということは、従来からの進め方であります。ただ、昨年も大きな水害になったときに、水利組合の水路が土砂で埋まってしまったと、田んぼへ土砂が流れ込んできて、もう田んぼは作れない、そういった大きな悩みを抱えられている中で、町としてできることは精いっぱい、この大きな災害に対して対応しようということで、水路の土砂の撤去は町で責任持ってやりましょう、また、田んぼへ土砂が入り込んできた土砂については取りましょと、そういうことを農家の皆さんとの話合いの中で進めてきたことによって、田んぼを続いて継続してやっていこうかという、そういう形になってきてるのもたくさんあります。今から考えれば、あのときもう自己負担でやってくださいよと言うてれば、きっとその時点で田んぼを作るのもやめた、そういう方もいらっしやったように見受けております。

ということで、大きな災害でとてもこれは自分たちで対応できない、そうしたときには、町はやっぱり一生懸命それについて対応していくというその姿勢は変わりませんが、普段の中での水路のちょっとした補修であるとか、そうしたものについてやはり受益者

の方々にも一部負担をいただくというのは、これはもう本来の形であろうかなと思っております。それは現在のところであります。しかしながら、今後はどうなっていくかというのは、今の段階でなかなかどうしていきますとかってお答えにくいんですけども、今後の農業の状況も見ながら、そこらはしっかりと考えていかなければいけないというふうに、そんな思いであります。現在の段階では、やはり一部でありますけれども、受益者の方々にも負担していただくのがいいのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） このことについて、やっぱり今の最後のところがよく分からん、もう一つ聞こえにくかったんですけども。基本的には、もう続けてもらおうと。続けることが後の水害対策につながっていくということであるわけですよね。農業を続けてもらって、環境の保全のためにも、要するに水を一旦溜める、その機能もあるわけですから続けてもらわなきゃならん、いろんな意味で続けてもらわなきゃならんということであります。

町長さんが言われてる大災害、これはもうこれに対して復興をしてもらうためには、町長も昨年はその事について大いに協力してくれたということでございますけれども、常日頃でももうやめずに作ってもらうことが後のですね、水が遊水する遊水地と言うんですか、水が一遍に出ないという、そういうふうなことについても、水田の機能というのが大きいものがあるというふうに言われてますよね。そういうようなことで、もうこれが大変でもうやめなしゃあないというふうな形で、田んぼをやめる方々が出てきている中に現在ある。そういう中で今、一つには食糧難という問題が迫ってきてるのが、せめて少しでもなかなか大きな田で作ることよりも、棚田で作るほうがなかなか作りにくい中でも作ってもらうということが食糧難に対する対応、それから水害に対する対応等の大きな意味合いがあるというふうに思います。そういう点でもう一度、最後のよく分からなかったので願いたいと思います。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 思いは、基幹産業である農業をできるだけ今後も続けていていただきたいという思いを強く持っております。そのために、町ができることは一生懸命やっていこうということで、先ほどの水路の補修であるとか、いろんな補修の一部負担とかということもありましたが、一方で農業を続けるため農業資材の購入等のそう

いった補助金も、もちろん以前から用意しておりますし、例えば今はまた山椒の苗の購入補助であるとか、また鳥獣害対策であるとか、この農業を続けていっていただくために、できることは一生懸命やっていこうという、それは従来からも変わりませんし今後変わらないっていうところである。

ただ、議員１点目で質問された受益者負担金の件については、これは何もかも全部無償で、ただでというのは難しいところがありますので、一部の負担を受益者の方々にお願いしてしておりますし、それは今後も続けていかざるを得んというふうに考えておりますが、今後、この先の例えば５年後１０年後の農業の今のこの状況というのは、今の段階でどうなっていくかというのはなかなか難しいものがありますので、そこらについては、今後の状況も十分注視しながら検討していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（美野勝男） １１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和） なかなか難しい財政的なものもあるからということなんでしょうけれども、これは十分に考えていっていただきたいというふうに思うんです。これはもう先ほどから何遍も繰り返して申し訳ないんですけども、食糧難の問題、またその水の涵養という地下水を涵養する意味でも大事である、また、昨年のような水害対策になってくるといふようなことであります。やっぱり続けてもらうということが大事でありますので、負担について十分に検討してもらいたいということを申しといて、その２番目にいきたいと思います。

それで、ダンプカーの問題について国交省は二、三年で終わると言われましたね。あと残るところを県とそれから町については、まだ分からないというふうなことであるわけですか。そういうことで１０年というそういうふうなことが答弁されたという、そういうものですか。

○議長（美野勝男） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 美濃議員の質問にお答えさせていただきます。

国交省につきましては、国交省との協議により、もう搬入量が決定しておりますので、あと二、三年のうちに終わるということは決まっております。それ以外の町内で行われる県発注、町発注の工事につきましては、あくまで予定１０年程度は紀美野町内で発生する土砂の受入れをしていきたいというふうに考えているということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） それでは、町にとっても残土処理をするところは必要であるということから、すぐなくしてしまえということにはならないというふうに思います。それで、あと答弁になった砂埃の問題とか、そういうふうなところでやってもらわなきゃならんと。マナーを徹底すると、これについて単にマナーを徹底するということでは、難しいというのがあるかというふうに思うんですね。つまり、ダンプの運転手さんもやはり仕事であります。歩合制というんですか、そんなふうなことにはなっていないんですか。そのところで請負をされる元請け、そういうふうなところも含めて徹底しとかんかったら、ダンプの運転手だけ、おまえらスピード落とせ何せえと言っても、それじゃあ収入が減ってしまうとこういうことにならないような対策、こういうことも必要ではないかというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（美野勝男） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

運転手のマナーにつきましては、当然、元請というか搬入業者というのは元請業者でございますので、町としましては、元請業者のほうに指導等を行っていくということでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） それでは、運転手その労働者の皆さん方の不利、マナーの悪いというのはそれはマナーの問題でしょうけれども、そういう財政、収入に対して無理のかからない、そういうふうな指導をしていただくと、それでよろしいですね。

○議長（美野勝男） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 残土処分場に搬入等を行う事業者に対して、適切な運営をするようにということで、元請業者に指導していくということで、御理解いただきたいと思います。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） それでは、最後の蓑原橋、庄原等の水害対策についてです。答弁いただいたのは、庄原については岩の掘削、それから、蓑原橋については県と協議を検討すると。そういうふうなことで5月16日にやったと、そういうことである程度話が進んでいるわけですか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） ただいまの美濃議員の５月１６日に話をして協議が進んでるんかという御質問であったかと思いますが、御挨拶のときにも申し上げましたが、特に蓑原橋付近の河川の要望というのは、西野地区の方々、８０人の方の署名もいただいております。その声を知事に届けたのが５月１６日でありまして、当然そのときには、知事を含め、県の土整備部の部長、技官、河川課長なども同席していただいて、町の強い願い・要望を聞いていただいて、県当局もしっかりとまず調査をして、どんな形の河川改修をすれば効果があるのかということをまずしますという、これは知事の答弁でありました。ということで、知事もそういう技術的な専門家ではありませんので、専門家にきちっと調査していただいて、どんな対策工事を講じれば大きな効果が出るかという辺りからきちんと調査、探ってまいりますというお答えでありましたし、もう一つは、今年の１月１０日過ぎですが、県議会に防災・国土強靱化特別委員会という県議会の中に委員会がございまして、１２人の特別委員会の委員の方々が西野の現場も視察していただいて、その状況も皆さんにもきちっと説明して、県議会の議員の方々も十分そこで現場を見て理解してくれてるということで、県当局はこの蓑原橋付近の河川の対策工事に積極的に進んでいってくれるという依頼もしておりますし、だから１回だけ要望して終わりということではありません。今後、何回も何回も、途中でも進捗状況であるとか、どんな工事を考えてくれるのかというあたりは強く要望してまいりたい、このように考えておるところです。

以上です。

○議長（美野勝男） １１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和） 私がこの問題を取り上げたのは、もう合併してそうたつてない頃かというふうに思うんです。そのとき、町長が副町長で、前町長さんだったというふうに思いますけれども、建設課長さんも、もう既に変わっておられますけれども、蓑原橋は問題ないとまずおっしゃられたというふうに思います。蓑原橋が一つのネックになってきている。それから、蓑原橋だけじゃなく、もっと大きなことをしなきゃならんというふうに思うんですけれども、ここのところで十分な検討がされておったらというんですか、さきのですね、昨年のああいうふうな大きな水害、そして、犠牲者、人の命まで奪われるというふうなことになってしまったわけですから、そこのところをやっぱり遅いんじゃないかと。もちろん、県の事業であるんで、一つちょっとかいだる

いと言うんですか、靴の上から足を搔くというふうな感じにはなってると思うんですけれども、早急にやってもらわなきゃならんと思うんです。それは、庄原についてもそうかというふうに思うんですけれども、以前、この庄原の右岸のほうの工事というんですか、やって、結局あまり効果が出なかったということでもありますけれども、それから何回あの地域が水害に遭ったか、被害があったかと考えたら、本当にそれでよかったのかどうか。それに対して十分な調査・研究をされてきたのか、そういうふうに思うんですけれども。さきの町長さんの報告会でも、この庄原の方が来られて、この問題に出されたようなんですけれども、今年はもう工事、鮎終わるまではできませんという、そういうふうなことであったというふうに聞くんです。これからいよいよそういう時期に入るかというときに、それでいいのかなというふうに思いますけれども、その辺はどうなんでしょう。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） まず1点目の蓑原橋の件であります。美濃議員が以前から質問していただいてる、私はそれもよく記憶しております。蓑原橋については大丈夫ですよというふうに答えてきたということも聞いております。その当時は全く何もしないでということではなかったと思います。できる浚渫とかはやっていただいております。ところが、それでどうであったかということであれば、昨年6月2日の豪雨というのは、議員もよく御承知の28（にっばち）水害以来の水であったということで、それまでの浚渫は、それはそれで効果はないと言いますが、その浚渫ぐらいでは去年の水害はとてじゃないけども、その浚渫の効果が発揮できなかったということは、そのとおりであったと思います。今回は、その、特に蓑原橋付近の災害復旧工事ではなくて、抜本的に対策工事をということ強く要望しております。そのためにもきちんと調査していただいて、その上でのどんな工法、どんな対策工事をすれば効果的かという辺りを特別にお願いして、ずっと最初から去年から言ってきましたが、なかなか小手先だけのちょこちょことした浚渫では、とても無理ですということは強く要望しておりましたので、それは県はきちっと調査して対策をしていくということで、少し時間かかるかも分かりませんが、きちっとした対策工事をお願いしておるところです。

もう一点の庄原の件についてもそうです。昨年、床上浸水されたお二方の方々も見ておりました。そのときその当時のそのときの水の出方というのも、この前のお二方から聞かせてもらって、はっきり分かった部分もありました。川の水が水位が上がってい

って、それによって床上浸水したのではないということも、きちんと認識できたということもありましたし、それは川だけじゃなくて山にも降った水が、山からの水が家の裏へ回って床上浸水したというようなこともおっしゃってたということも、それでその床上浸水の原因もはっきり聞かせてもらったということが、大変貴重な話を聞かせていただいておりますし、庄原の河川改修、まあ河川改修については、以前から言うてる河川の改修というのは上からはできないと。下流からきちっと改修、川幅を広げるとかいうことを下流からしていかなければいけないということで、それはそれでやっていておりますが、じゃ、それを待ってるということではなくて、必要なところの浚渫はということで、これも強く要望しておるところであります。今おっしゃられたように庄原のところもそうですし、もう少し下流のところも、やはり浚渫は必ず必要という考えてもおりますし、もう一つ上の落合橋の下のところでも、2つの川が会うところも土砂が堆積しておりますので、そこらの浚渫は全部要望しております、県も対応してくれませんが、今ちょっと川がなかなか触れない時期であるということもありますので、そこらはちょっと御理解いただきたいなと思っております。町とすれば県に対して強く強く要望しておりますし、今後も要望していきます。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 待てということで待たな仕方ない。でもその間に、あいうふうな洪水、水害によって家がもう本当に駄目になってしまうと、そういうところが数戸あるわけですね。その対策というのはそれぞれ個人が考えてくださいよと、ボランティアの皆さん方に協力をお願いしますとか、それだけでは済まんのではないですかね。今言われましたように、その蓑原橋周辺についてもやっぱり調査をする、まあそれも本当に遅いんではないかと思うんですよ。もう何回あの辺が被害を受けたのか、そういうことになってるわけでしょ。そういうことから、それではどうするんかと。調査を待つということだったら、それではその地域の方々はどうしたらいいんか。もうその水害が来たら逃げてくださいよと言うだけでいいんでしょうかね。その辺はどうでしょうか。

それからまた庄原についても今また池の問題ですよ。山からと言われましたけれども。その対策、これも個人持ちの池に対しては、その方に「あんたこの池やから何とかせえよ」ってこんなふうなことでは、もうとても言うてるだけで対応にならんという

ふうに思うんですけれども。そんなことに対して町は、町はってまあ町だけではありません、もう県も大いにやってもらわなあかんのですけれども。それに対する対応というのはどうなんでしょうか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） まず、1点目の蓑原橋周辺の件であります、過去にも大水が出て県道が冠水したということはありません。私もずっとこの旧の野上町役場でずっと仕事させていただいておりましたので、過去の冠水の状況なんかも、それはそれできちんと記憶もしております。ところが、昨年6月みたいな、ああいうところまでの水というのは過去には経験がなかった。昨年までは少し道路も冠水してきて、それはそれでそれでまあ収まってたんでまあまあよかった、よかったっちゅうんかな、被害の程度はまだまだ少し軽かったですが、もう去年は全くそれまでとは雲泥の差のような水の出方がしたということで、これは川のそれこそさっきから言ってる浚渫とか、そんなだけでは対応できないような水の出方であるということで、それならばどうした対策工事をすべきかということをしきりと調査してもらった上で、対策工事をしてもらう必要があるということで、今強く要望しているようなところであります。

もう一点、庄原の件で、山からの水って私申し上げました。それは、あのときにはかなり雨が降ったので庄原だけではなくて、そこたり中のところで、山からの水が家の裏へ回って家が冠水した、床上になったとかというのはたくさんありました。それはその水を何とか止めるっちゅうのはなかなかこれはね、山に降った水を止めるのは難しいということがありましたけども、その対策としては、できるだけ早く、今は土嚢を整備して、土嚢で水を止めるとかということも、昨年の災害から学んだことでもあります。対策は一つではありませんので、できる対策は全て取っていくというそういうスタンスでございまして、その点は皆さんにも御協力いただきたいなとこのように思っております。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 何かむちゃを言うとかそういうふうな気持ちはありません。でも、被害を受けた方々の立場に立ったら、やはりそれでまたもう一回受けた場合どうなるんか。線状降水帯ができて、ああいうふうな被害があったのはかつてなかったというふうに言われますよね。28水の時よりも、真国川については被害が多かったとい

うふうな声もお聞きしました。しかし、温暖化というふうには環境は悪くなってきてる中で、その線状降水帯が今後起こる可能性がかなり多くなってきているのが現状ですから、今までのことが想定外だと。これからはもう想定外ではなくなってきたというふうなことも、我々は考えていかなきゃならんというふうに思います。

これに対して、住民の方々が本当にこれから大きな台風の時期に入ってくると、そういう本当にもう毎日が台風が起こったそのあれを聞いたたびに、大変な思いをしていかなきゃならんということになってくるわけですね。それで、この何て言うんですか、それはもうその方々だけの問題であるのかどうか、町としてどんだけその方々の安心してもらえるようにするんかという、そのところが大事かというふうに思うんですよ。浚渫が必要ならば浚渫をする。また、蓑原橋付近についても何らかの対策が必要になってくる。このことについては、蓑原橋は県道との兼ね合いもあるというふうに答弁されておりますけれども、そのところでいろんなが見える、その方々がやってくれてるんだという何か見えることが少なくとも必要ではないかというふうに思いますが、その辺について考えをお聞きしたいと思います。

また、この庄原についてはもう例えば、先ほど町長さんが言われた山からの水、この水についても、今までああいうふうなところもなかったんか分かりませんが、あそれは県道ですか、通ってきて、そこから下に人家があって、その周辺が被害を受けてるんですけれども。その水のほる流末の処理というんですか、逃げる道が、排水路が狭ければ、当然十分に排水ができないというふうな、そんな問題もあるかというふうに思うんですね。その辺の対策も必要かというふうに思うんです。基本的には、左岸の人たちもそうなんですけれども、右岸でも大きな被害を受けてますから、基本的には川の問題ということが大きいその原因であったと。そのところを、さきの町政報告会でも、その方々、ちょっと私用事で行ってなかったんですけれども、これからしばらくは浚渫とかそういうのはできやんと。鮎の時期が終わるまでは。だから、そういうことで皆さん方には言われてるようなんですけれども、それでええんですかね。何らかの対応が必要じゃないんですか。もう言うたら、これからのその台風シーズンをじっと辛抱しなさいという、そういう言葉を換えたらそういうことになってまいりますよね。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 美濃議員おっしゃることは重々よく分かる話であります。

川の対策ももちろん大事であります、大きな台風であるとかそんなんが来るといったときに、大事なのはやはり命を守る、命を守るためにどういう行動をするかというのが大事であるとは考えてます。昨年の水害を受けて、命を守るためにどういう形で住民に呼びかけたりとか、それは避難情報の発令のタイミングであるとか、いろんなことで住民の方々には命を守る行動をまず呼びかけようということ、これが一番大事であろうと今考えております。

もちろん、一方では河川の対策であるとか、いろんな対策工事もしながらありますが、そういった工事というのはなかなかやっぱり時間もかかるということがありますが、命を守る行動というのはすぐに取りれるわけで、それは住民の方々の認識をどんどん変えていく、そしてまたそれを我々もしっかりと必要な時に必要な情報を住民の方々に届けて、そうした行動をしてもらうということが一番大事なと思っておりますので、一つだけじゃなくて、河川とかの工事だけじゃなくて、そっちの命を守る行動を今住民の方々に強く呼びかけていく、そういった形で住民の命を守っていこうと、そういうつもりでおります。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 命を守るということで、それはもう大変一番基本だというふうに思います。自治法にも、まあ変えられてしまったんでちょっと前の自治法ですけども、そこのところはきちんと固有の事務として、町がやらなかったらあかんということについてはあったわけでございますけれども。何にしても地方自治、最後の住民にとって一番身近な存在として命を守る、それから財産も守るということも一つの大きな我々の使命であるかというふうに思うんです。それについてやっぱり何らかの目に見えること、そのことについて住民の方々に安心してもらうということも大事かというふうに思うんです。今言われましたけれども、そういう時期的な問題があると。その住民の方々に説明されたそうなんですけれども、時期的なもので、要するに今鮎をされてる間は、漁業権の関係からできないというふうなことであったようなんですけれども、何遍も言うように、この台風シーズンはもう仕方ないんだと、これは大変住民の方々も悲しい思いになるかというふうに思うんです。それに対してやはり何らかの手を、何らかのことが目に見える、町としてもこんなことをしてくれてるんだというふうに、目に見えることも必要ではないかというふうに思うんですが、その辺についてはどうでしょ

うか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 関係する地域の住民の方々に目に見えるというのは、現場で例えば調査が始まった、工事が始まったとかということかも知れませんが、きちっと調査をやりますということの、これはこの前、志賀野地区でもそうでありましたが、その蓑原橋の要望をいただいて、それに対するお答えは、来ていただいた方々にもきちっと説明はしております。私の説明を聞いて、来てくれた方々は今そんなんであつと県が対応してくれてるんだなというふうに、認識してくれたんではないかというふうに思っております。それも一つの見える形であろうかなと思っております。

以上です。

○議長（美野勝男） 以上で、美濃良和議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩

（午前 10 時 49 分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 04 分）

○議長（美野勝男） 続いて、1 番、徳田拓嗣議員。

（1 番 徳田拓嗣 登壇）

○1 番（徳田拓嗣） ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1 つ目の質問いたします。

軟骨伝導イヤホンについてです。日本全国、高齢化が進む中で、耳の不自由な方々が年々増えてきております。高齢者が多い紀美野町の場合、役場管内に来られる耳の聞こえにくい方は多いはずで。そこで近頃、画期的な難骨伝導イヤホンが話題になっております。2004 年に、奈良県立医科大学理事長・学長の細井裕司氏が発見した軟骨伝導の仕組みを採用した聴覚補助集音機であり、従来の補聴器とは異なり事前の調整等も不要な上、耳の入り口付近に軽く当てるだけで音が聞き取りやすくなるというもので、昨年の 5 月 25 日に日本で初めて一般向けに発売されました。

そこで、この紀美野町の役場管内に、高齢者が比較的多く訪れる保健福祉課や住民課美里支所などの窓口に、軟骨伝導イヤホンの設置についてどう思われますか。

2つ目の質問です。空調服配布についてです。

年々、町職員が減少する中で、1人の職員の現地調査する機会が増えております。昨年の夏の猛暑で、空調服を着ないで汗まみれで調査している職員が多くいました。ただでさえじっとしていても暑いのに、現在の作業服は大変暑そうで苛酷だと実感いたしました。そこで、比較的に現地調査が多い課で、外で1日長時間調査したり、表で長時間仕事する職員を対象に空調服の配布を御提案いたします。

それから、紀美野町の65歳以上の方々に、空調服購入時に町からの若干の補助金制度を御提案いたしますが、どうでしょうか。

3つ目の質問です。下神野小学校体育館の避難時についてです。

今年1月1日の石川県の地震では、急に避難所に余儀なく避難される方々が多くおられました。この地震では体育館などに避難された方々が多く、1月という寒い季節でもありました。

私の昨年の6月の一般質問では、下神野小学校の体育館は一時的避難所とお聞きしましたが、改めて、大規模な災害が起こったとき、春か秋かの過ごしやすい季節であれば問題はないでしょうが、今年の石川県のように寒い季節や、これからの7月から8月、9月にかけての暑い時期には、現在の冷暖房がない状態では過ごすことはできません。

そこで、町はどのような対策をしているのか、それから避難者が快適に過ごせる空調設備を設置する考えがあるかないかをお聞きします。

以上です。

(1番 徳田拓嗣 降壇)

○議長（美野勝男） それでは、徳田拓嗣議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

森谷保健福祉課長。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦） それでは、私のほうから、徳田議員の1つ目の御質問、軟骨伝導イヤホンについて、それから、2つ目の御質問の空調服についての中の高齢者への空調服購入時の補助について、お答えさせていただきます。

まず初めに、1つ目の御質問、軟骨伝導イヤホンについてお答えします。

現在、役場の窓口では、聴覚に障害がある方が、手続の際に筆談などの希望をお申し出しやすいように、耳マークのプレートを設置し、その方に合った対応を心がけているところです。また、聴覚障害により身体障害者手帳を所持している方に対しては、補装具としての補聴器の支給や、手帳を取得するには至りませんが、加齢により聴力が低下し、普通の会話が聞き取れず日常生活に支障が生じる65歳以上の方に対しては、令和4年度から高齢者補聴器購入費の補助事業を実施しています。

さて、議員の御提案の軟骨伝導イヤホンについては、耳の入り口付近の軟骨を振動させ、耳の中に音を増幅させ、音声をクリアに伝える仕組みとなっています。イヤホン部分に穴や凹凸がなく衛生的に保てる、音が周囲に漏れず個人情報を守れる、耳穴をふさぐが圧迫感がない、補聴器に比べ安価、約3万円程度などの利点から、窓口で導入する自治体や金融機関が増えていると聞いております。

一方で、全ての方が聞きやすいかということそうではなく、加齢性難聴の方には十分に効果を感じられない場合もあるようです。しかしながら、本町でも、加齢により耳が聞こえにくい方や、日常生活の聞こえに不安を感じている皆様に、安心して窓口での相談ができるよう、そして、さらなるコミュニケーションの配慮として試験導入も含め検討してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、徳田議員の2つ目の御質問、空調服についての中の高齢者への空調服購入の補助についてお答えします。

高齢者は、若い頃に比べ体内の水分量が少なく、熱さや喉の渇きに対する感覚が鈍くなり、また、暑さに対する体温の調整機能が低下しているため、熱中症のリスクが高まります。熱中症の予防には、できるだけ日中は室内や日陰にて涼むことや積極的なエアコンの活用、小まめな水分の補給、室外では帽子の着用、通気性のいい服を着用するなどの対策が必要です。

なお、高齢者を対象とした空調服の購入補助は行う予定はありませんが、町では引き続き広報や防災無線、地域サロンなど高齢者が集まる場、看護師による高齢者等への見守り訪問時において、熱中症の危険性や予防策、熱中症警戒アラートの活用などの情報提供や注意喚起を行ってまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

○議長(美野勝男)

曲里総務課長。

(総務課長 曲里充司 登壇)

○総務課長（曲里充司）

徳田議員の２問目の空調服についての前段部分、それから３問目の下神野小学校体育館の避難時についての御質問にお答えさせていただきます。

まず２問目の空調服についての前段部分、現地調査や一日中外で働く役場職員への空調服の配布についての御質問にお答えさせていただきます。

昨年度の９月議会の一般質問でもお答えはしましたが、暑い時期の職員の熱中症対策として、現在、必要な業務に応じて、必要な部署には既に空調服の支給を行っております。今年度に入っても既に水道課で１着購入し、消防本部でも購入を予定しております。今後も、必要な業務に応じて、空調服の支給を行っていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、空調服についての前段部分の答弁とさせていただきます。

続きまして、徳田議員の３問目の下神野小学校体育館の避難時についての御質問にお答えさせていただきます。

昨年６月議会の一般質問でもお答えしましたが、今回も下神野小学校体育館という限定的な質問ですが、町といたしまして、避難場所の全体的な在り方として答弁させていただきます。

大雨警報や洪水警報などが発令された際に一時的に避難する指定避難場所は、町内に３４か所指定しております。その主な施設は、地区集会所や学校の体育館となっております。避難場所は、あくまでも災害の危機から一時的に逃れるため緊急的に避難するところであり、安全で安心して過ごせる場所であることが最も重要であると考えております。しかしながら、近年、災害関連死などが問題となってきた中、避難所の環境についても、同じように重要であると考えております。

空調設備につきましては、集会所などでは既に設置されておりますが、体育館などの多くの方々が避難できる施設にはありません。これらの施設には、空調設備を設置する場合、イニシャルコスト、ランニングコストとも多額の費用がかかることが予想されます。下神野小学校体育館のように、現在も児童が学びの場所として利用している避難所は、平時でも有事でも有効であると考えられるため、どのような設備を導入することが効果的であるかなど様々な角度から検討・研究を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、下神野小学校体育館の避難についての答弁とさせていただきます。

（総務課長 曲里充司 降壇）

○議長（美野勝男） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して質問、答弁をしてください。

1番、徳田拓嗣議員。

○1番（徳田拓嗣） 軟骨伝導イヤホンについてです。先日、奈良県の大淀町役場に私ちょっと行ってまいりました。大淀町は、今年から軟骨伝導イヤホンを役場管内の福祉介護課と人権住民保健課の2か所に設置したと言っておられました。実際に、イヤホンと役場管内の状況を見物させていただきました。私が大淀町役場に行って感じたことは、まず1つ目に、実際にイヤホンをつけるとちょっと音がうるさいぐらいすごく聞こえました。2つ目、このイヤホンなら耳の遠い方が聞こえるだろうと思いました。3つ目です。装着するのも普通の音楽やテレビのイヤホンと同じように簡単につけられました。4つ目は、軽くて手軽に持ち運びができました。例えば、今日は耳の聞こえにくいAさんが産業課に来ると分かれば、事前に住民課から貸し借りが簡単にできると思いました。5つ目です。大淀町の福祉介護課の窓口にも、ほんの少しのスペースでも置いておりました。6つ目なんですけども、私の感じたことですが、このイヤホンはこれから家族間のプレゼントにも多く使用されるだろうと思いました。そして、7つ目ですけども、これから地域の病院や公共施設や市町村役場にも銀行にも広がっていくだろうと実感いたしました。

それから、大淀町職員の方からの意見では、まず、さっき森谷課長がおっしゃられたみたいにコストが安い、約1台3万円弱で購入できることです。2つ目ですけども、大淀町役場の職員の方にも好評でした。それと、さっき課長が言っておられた清潔感がよくて掃除が簡単にできることでした。4つ目は、高齢者の意思疎通ができるようになったと言っておられました。5つ目なんですけども、奈良県内では地元の細川教授の影響で、導入の市町村が非常に多いということでした。6つ目なんですけども、さっきも森谷課長も言っておられた、小声で職員との会話もできるので、個人情報の保護にもつながるということでした。7つ目なんですけども、大阪の万博にもこれは使われるそうです。8つ目なんですけども、大淀町の職員の方の父親が95歳なんですけども、その人にプレゼントしたところよく聞こえるようになったのと、テレビの部屋の音量がかなり下がったということで、食事でも会話ができるようになったと聞きました。9つ目ですけども、耳の聞こえにくい方が、役場に来る大半の方は聞こえたとの意見が多いと言っておられました。

耳の聞こえにくい方々は、人や社会とのコミュニケーションが避けがちになり、社会的に孤立する可能性が高いと言われます。役場に来て、意思疎通ができることになれば、きっと笑顔で足を運んでくれる方が増えるはずです。役場に来て、このイヤホンを気に入って、低価格なので購入する人も増えるでしょう。人と人との会話、コミュニケーションは、認知症にも予防があるとも言われております。今まで家の中に閉じ籠もっていた人も、これをきっかけに元気になってくれたら幸いです。これはさっきお試しでもやってくれと聞きましたので、このイヤホンの推進をよろしくお願いいたします。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） それでは、徳田議員の御質問にお答えさせていただきます。

大淀町へ実際に行かれて、利点もかなりあるということで、その辺りについては、こちらもいろんな情報を得ているところです。県内でも、導入している市町村もあると聞きました。その市町村はまだちょっと導入してまだ短い期間ですので、利用までなかなか進んでないという状況でしたが。高齢者補聴器の購入補助については、認知症の最大の因子と言われることもあって、町民の高齢者になってもコミュニケーションをしっかり取ってもらうために、補聴器の購入補助を始めたところでございます。窓口でもしっかり情報を職員が住民に対して伝えられやすいように、試験導入も含めて検討していきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

○議長（美野勝男） 1 番、徳田拓嗣議員。

○1 番（徳田拓嗣） それでは、2 つ目の空調服配布についてです。

これから、年々暑くなり、人口の減少で町職員の数も減っていきます。この広い紀美野町で、今まで以上に外で働く職員の仕事の量や現地調査する数も増えていくと思われます。それと、紀美野町は山あり谷あり川あり非常に距離が長いです。今まで1 時間経過して休憩していたのが、空調服を着て2 時間ぐらい経過しても休憩しなくてもよいので、仕事の量の効率と職員の熱中症の安全面においても、これからは必ず必要ではないかと思われます。先ほど、水道課と消防署のほうへ導入してくれたと聞きましたけども、建設課とか調査する方とかでも、少しずつですか、導入のほどを期待しております。

それから、6 5 歳以上の方ですけども、やはり6 5 歳以上の方は、戦後の日本や紀美野町を支えてこられてよく働いてきた人が大勢おります。今の日本が経済大国になったのも年配者の功績だと言っても過言ではありません。しかし、昔から我慢を強いられて

育った世代でもあります。今まで夏の暑さに我慢できたから大丈夫だという考え方の人が多いと思います。それと、楽をするのに抵抗感がある方が多いのが現実です。年配者の方々は、体が脱水状態になっても気がつかないケースが多いと言われます。高齢者の熱中症対策に命を守る面においても、もう一度どうでしょうか。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 先ほど、答弁の中では水道課と消防本部のほうでもということに触れさせていただきましたが、そのほかでも、既に建設課のほうでも地籍業務であったり土木の作業員に対しても、現在、空調服の提供は行っていると聞いております。外での仕事がメインの業務に従事する職員に、空調服の提供というのを現在行っているところです。

徳田議員おっしゃるように、現場の対応数にもしもを想定すると、どうしても想定数が多くなります。導入するイニシャルコスト、ランニングコストを考えると、どうしてもそれが課題にはなってきますので、現在のところは、外で仕事がメインの業務に従事する職員に対しまして空調服の提供を行っているということで、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 高齢者への空調服購入についてですが、徳田議員がおっしゃるとおり、先ほども言いましたが、暑さに対する体温の調整機能が低下してきているので熱中症のリスクが高まります。ただ、空調服は基本的には外で使うものなんですけれども、年齢全体の熱中症の発生場所は住宅などの居住施設が最も多く、41%以上を占めております。65歳以上のケースについては、55%で居住施設で熱中症が発生しております。熱中症による死者は86%ほどあると、令和2年度の調査ではあるので、熱中症にならないための対策というのは非常に大切だとは思いますが、室内での発生がかなりの大部分を占めているので、小まめに水分を取っていただいて、積極的にエアコンを使っていただいて、外で作業するときは小まめに水分補給と休憩を取っていただくということが大切になってくるかなと思われまいますので、空調服の補助ということについては今のところ考えておりませんので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（美野勝男） 1番、徳田拓嗣議員。

○1 番（徳田拓嗣） 職員さんの空調服は、あくまでも現場の担当の方でよろしかったでしょうか。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） あくまで、外の仕事がメインの方に対して、現在、空調服の提供を行っているということであります。

○議長（美野勝男） 1 番、徳田拓嗣議員。

○1 番（徳田拓嗣） これからもやはり現場中心じゃなくて、やはりその現地調査するほうをやっていることをこれからも期待しております。

もう一つ、65 歳以上の高齢者ですけども、やはり家の中ではクーラーもあるんですけども、やはり畑仕事とかビニールハウスで倒れてるやっぱり高齢者が多いのも現実なんで、そういうことも踏まえて、やはりこれから先ほど申し上げましたが、高齢者の方々も今まで我慢できたから大丈夫だとかそういう認識がありますので、この御検討のほどを期待します。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） それでは御質問にお答えします。

もちろん、高齢者の方は我慢強いので、喉の渇きとか感覚が鈍くなっているというのも実際あると思うんですけども、我慢強いのも確かでございます。繰り返しになって申し訳ございませんが、熱中症に対する対策というのは、しっかり町として情報を発信してまいります。高齢者の見守り訪問時にもきちんと説明してまいりますので、その辺りについて購入の補助というのは考えておりませんが、しっかり情報を伝えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 1 番、徳田拓嗣議員。

○1 番（徳田拓嗣） 続いて、3 つ目の質問に行きたいと思います。

下神野小学校の体育館の避難時についてです。

現在の美里中学校の一角にストーブがあるとのことですが、今以上に電気のコンセントが要らない石油ストーブがかなり必要ではないかと思われそうですがどうでしょうか。それと夏の時期では、下神野小学校に置いている扇風機ではとても暑いので、スポットクーラーとか何個か置いておくのもどうでしょうか。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 徳田議員御指摘のスポットクーラーについては、現在、費用面とか設置面、それから効果についても十分検討する余地はあるものと考えております。今後ちょっとそこら辺、近隣の自治体の情報も併せて収集しながら、研究・検討は行っていきたいと考えております。

○議長（美野勝男） 1 番、徳田拓嗣議員。

○1 番（徳田拓嗣） ストーブの件をお願いします。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） すみません。ちょっとこちらが避難場所として整備したものかというのは、ちょっと定かではないんですが、もちろん暖を取るものも時期的には必要になってこようかと思えます。ですので、電気が遮断された場合ももちろん考えられますし、かといって灯油の保管をずっと続けるというのもいろんな課題はあると思いますので、そこら辺も含めてそれもまたちょっと検討・研究はさせていただきたいと考えております。

○議長（美野勝男） 1 番、徳田拓嗣議員。

○1 番（徳田拓嗣） やはり、石油ストーブ、電気の要らない石油ストーブやったらちょっと置いといたら暖は取れるかと思うんですけども、やはり夏の7、8、9月の暑い時期は、ちょっとやっぱり避難的に一時避難される方もやっぱり厳しいということになってくると思いますので、これから私自身もどうやったらできるかと考えてまいりますので。この質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 以上で、徳田拓嗣議員の質問を終了いたします。

続いて、4 番、藤井基彰議員。

（4 番 藤井基彰 登壇）

○4 番（藤井基彰） それでは、質問いたします。

昨日の夜からのニュースで今朝方の雨も心配したところですが、先ほどの休憩では、どうやら雨も割と小降りになったようで少し安心したところです。

私からは、去年の豪雨災害を検証し、町としての防災・減災の取組について質問いたします。いろんな観点から、たくさんの課題があると思いますが、今回はなるべく災害を受けない、受けたとしても被害が少なくて済むようにすることの中で、主に水害に重きを置き、その他も含めて幾つか質問したいと思います。

まず、河川や谷川、それからため池の防災・減災の状況からお伺いします。

昨年6月1日の豪雨では、町内の河川や谷川の多くの場所で氾濫し、いまだに修復されていないところもたくさんあります。昨年12月定例会の一般質問で、砂防堰堤など河川や谷川における危機回避の対応を尋ねました。当時の総務課長は、「各支流や谷川ですが、河川本流の疎通機能を十分に高めることで、排水を速やかに行うことをが大切であるため、引き続き、随時、河川の状態を確認しながら、県当局に継続的な浚渫や改修等の意見や要望を強く行い、しっかりと協議を行いながら対策を進めてまいりたい」と回答されています。河川については、答弁されたように、町から県に要望していることと思います。

令和6年におきましては、先ほど、町長のお話も少しございましたが、改めて、県に対して具体的な要望をどのようにされているのか、また、県としてはどういう対応をされているのか、その付近をお伺いします。

2つ目に、谷川において町内の砂防堰堤は2か所、治山堰堤は290か所、これは和歌山県の台帳ということで聞いています。これらは造られてから相当の年月がたっていて、県としても十分な管理が行き届いていないと考えられます。

昨年、私の一般質問で、谷川の砂防堰堤の安全の機能について伺ったところ、答弁では、堰堤上流に土砂が堆積しても、堰堤の機能はしており大丈夫と答えられていました。一般的な堰堤の機能説明をされたものと思います。確かに、民家から遠く離れた上流の山あいでは、せき止められた土砂の堆積により河床が上がり、川幅が広く、勾配も緩やかになり、堰堤は機能しているかもしれません。しかしながら、私が話した具体例は、民家に近く土砂の堆積で河床が上昇し、川幅が広くなることで、そばの道路に溢れる危険を訴えたものです。建設課のほうには画像を見せて、下流の小さな橋の近くで越水しそうな状況を伝えて改善を訴えたものです。

そこで、改めてお伺いします。近年の気候変動や環境変化により豪雨が頻繁に起こる中、昨年の水害を検証して、民家に近い上流にある堰堤の機能と洪水や土砂、流木などの危険性をどう捉えておられるかお伺いします。

それから、3つ目です。次に、ため池について尋ねます。

ため池については、町内には登録されているもので244か所、国のため池台帳と聞いています。そのうち、防災重点農業用ため池は21か所と聞いています。現実には、無登録をはじめ、小さなものを含めると、その2倍3倍の数になるかも知れません。昨

年の豪雨では、町政報告会で被害を受けた方が話されていたように、山や谷の水とともに、ため池の泥水が家屋に流れ込んで大きな被害を受けています。まず、防火重点農業用ため池の改修、それから指定外のため池についての危険性の認識や対応の状況をお伺いします。

4つ目です。県の河川調査も5年度末に済んでいることと思います。県における新たな真国川、梅本川、柴目川、桂川の調査の結果や町の避難所の整備など、それを含めた新たなハザードマップを準備中と聞いています。状況を教えてください。ホームページにはどのような形で上がっているのでしょうか。また、町政報告会でも質問がありましたように、避難所での情報不足解消や新しい情報を得る手段としての避難所でのWi-Fi施設の整備環境ですが、以前の質問では検討中と答弁されたように記憶しています。その後どうなりましたか、よろしくお願いします。

以上、4点お願いします。

(4番 藤井基彰 降壇)

○議長（美野勝男） それでは、藤井基彰議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

中前建設課長。

(建設課長 中前貴康 登壇)

○建設課長（中前貴康） それでは、私のほうから、藤井議員の昨年の災害から学んだ防災・減災についての1点目の河川について、令和6年度に予定されている具体的な対応はどうか、2点目の民家に近い堰堤の機能と洪水や土砂、流木などの危険性をどう考えているのか、3点目の防災重点農業用ため池の改修並びに指定外のため池の対応状況についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の河川について、令和6年度に予定されている具体的な対応はどうかについてですが、令和5年6月2日発生のかつて経験のない未曾有の豪雨は、短時間で集中的に降り注いだため、河川の従来水位を大きく上回り、改めて異常な自然現象の恐怖や脅威を感じたことについては、まだ記憶に新しいところであり、防災・減災の観点から、河川の改修などは必要であると認識してございます。

特に、山間部や農業地帯では、洪水が発生すると甚大な被害をもたらすため、浚渫工事は地域の安全と経済活動の維持に極めて重要だと考えております。

議員御質問の令和6年度の具体的な対応についてでございますが、令和6年度の具体

的な対応といたしましては、河川内に堆積した土砂や砂利を撤去し、河川の流量を確保し、降雨時に水が円滑に流れることで、洪水のリスクを軽減させられる浚渫事業を県に対して8件要望を行っております。

また、県において、貴志川流域の河川整備計画に基づき、平成29年度から改修工事を順次進めていただいております。今年度につきましては、昨年、浸水被害がありました海南市の原野から野上中区間の河道拡幅工事を県において実施していただけると聞いてございます。

町の対応につきましては、まず一日も早い復旧に向けて、順次、長谷川ほか16河川において災害復旧工事を現在進めているところでございます。また、真国川の歴史的な大水害となった西野地区より、蓑原橋周辺の河川整備の要望を受け、令和6年5月16日に県知事に直接お会いして、真国川の氾濫対策事業についての要望活動を行ったところでございます。

浚渫工事及び河川改修工事は、防災・減災の観点からも大変重要と考えておりますので、県と連携し、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

続きまして、2点目の御質問、昨年度の豪雨災害を検証して、民家に近い堰堤の機能と洪水や土砂などの危険性をどう考えているかについてお答えさせていただきます。

紀美野町内において、和歌山県が施設管理を行っている堰堤には、砂防堰堤、治山堰堤があり、そのうち砂防堰堤が2基ございます。

砂防堰堤の役割につきましては、山の斜面などから流出する土砂をためることにより川の水の流れを緩くし、川の浸食が進むのを防ぎ、一度に大量の土砂が下流に流れ出ないよう土砂の流出量を調整することで、土石流などの発生を防止するものであり、土砂堆積自体については、機能上問題ないものと示されております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、民家の近くに土砂が堆積している砂防堰堤がある場合に、住民の方が不安を感じるということも理解できるため、岩や流木が多く堆積し機能が十分に発揮できない可能性がある場合や、昨年度のような豪雨発生などにより、谷川からの越水防止や土砂等のためる量を確保できない場合には、土砂などの撤去が必要となることも考えられます。

さて、議員御質問の民家に近いダムや堰堤の機能と洪水や土砂の危険性をどう考えているかにつきましては、今後、必要に応じまして、現場状況を十分確認した上で、施設

管理者である和歌山県へ砂防堰堤の機能回復のために、土砂など撤去の要望をしてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

続きまして、３点目の防災重点農業用ため池の改修並びに指定外のため池の対応状況についての御質問にお答えさせていただきます。

農業用ため池は、農業生産に不可欠な農業用水を供給する施設として重要な役割を果たしており、農業用水の供給機能の確保を図りつつ、防災・減災対策の強化を図るために必要な措置を講ずる必要があると認識してございます。

農業用ため池が決壊した場合に、周辺地域に被害を及ぼすおそれのあるため池として、県より防災重点農業用ため池として町内で２１池指定されております。そのうち、檜河池につきましては、県営事業で躯体の改修を既に実施済みでございます。残り２０池につきましては、令和４年度、５年度において、劣化状況評価及び耐性評価を行っており、今年度、県と対策内容や対策時期などを協議し、その後、順次対応を行っていく予定となっております。

国の方針といたしまして、防災重点農業用ため池を重点的に改修施工していくこととされておりまして、指定外のため池につきましては、防災重点農業用ため池とは別に、調査、改修、廃止などの対応について、個々の状況により対応を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが答弁とさせていただきます。

（建設課長 中前貴康 降壇）

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

（総務課長 曲里充司 登壇）

○総務課長（曲里充司） 藤井議員の４問目の県における新たな真国川、梅本川、柴目川、桂川の調査結果や避難所の整備等を含めた新たなハザードマップを準備中と聞いていますがその状況について、それから、５問目の避難所での情報不足解消や新しい情報を得る手段として、避難所でのＷｉ－Ｆｉの環境整備について、その２問について答弁させていただきます。

まず、４問目の県における新たな真国川、梅本川、柴目川、桂川の調査結果や避難所の整備などを含めた新たなハザードマップの準備状況について、お答えさせていただきます。

県が実施した中小河川の浸水想定区域の調査が、令和６年３月末に、県より公表され

ました。その4河川を含めました新たなハザードマップを今年度作成するため、現在業務を進めております。また、前回ハザードマップを作成してから数年が経過しており、その間、新たに整備した避難所などが存在するため、その点についても、新しいハザードマップに反映できるよう業務を進めているところです。現在、令和7年2月末に、町民の皆様へ各戸配布する予定で事業を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上、県における新たな真国川、梅本川、柴目川、桂川の調査結果や避難所の整備を含めた新たなハザードマップの状況についての答弁とさせていただきます。

続きまして、藤井議員の5問目の避難所でのW i - F i の環境についての御質問にお答えさせていただきます。

W i - F i の使用は、前提条件として電力が供給されていることが必要となります。発電機などで避難所の電源を確保しても、各携帯電話の電波塔への供給電力が断たれれば、W i - F i の使用はできません。電波塔への電力供給についても、道路啓開されておれば、速やかに電源車や発電機により対応していただけるようになっております。その上で、災害時の情報収集のための通信は確保されることになります。

議員御指摘のとおり、インターネットによる情報収集は現在では当たり前になっており、その必要性は十分理解しておりますが、平時から全避難所にW i - F i を整備することは費用的に大きな負担となります。避難の長期化に備え、大手通信回線事業者は無料のW i - F i スポットの貸出しや充電スポットの提供など、災害に備え準備をされております。当町から通信回線事業者へW i - F i 設置の依頼を行えば、速やかに設置をしていただける状況です。当町としましては、避難の長期化が予想されるときは、通信回線事業者に要請を行ってまいります。また、災害時に情報を得る手段として、全避難所に停電時でも使用できるよう携帯ラジオを整備しておりますので、御活用いただければと思います。

以上、避難所での情報不足解消や新しい情報を得る手段として、避難所でのW i - F i 環境についての答弁とさせていただきます。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長（美野勝男） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して質問、答弁をしてください。

4番、藤井基彰議員。

○4番（藤井基彰） まず1番目の質問する前に、僕が質問いたしました、今総務課長がおっしゃってくれました中で一つ、ハザードマップのホームページ等々への掲載はどうなってますか、それをまず確認して、それから後で1番の質問に入りたいと思います。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 現在、県が公開している4河川の想定浸水区域の情報については、町の洪水ハザードマップのところから、県のほうへ飛ぶリンクを現在貼っている状況となっております。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 4番、藤井基彰議員。

○4番（藤井基彰） 改めて質問いたします。

まず、1つ目の河川についてですけども、まず河川につきましては、令和2年度の国土交通省における総合的な土砂管理の推進に関する取組、その中において、近年の水害における堆積土砂の課題と対応ということで、緊急浚渫推進事業が進められています。令和6年まで延長されていると聞いています。ちょっとこれ僕も国土交通省から和歌山県に引っ張ったものだったか、和歌山県のホームページだったかちょっとすみません忘れたんですけども、令和5年度の海草振興局における河川の改修等というのが出てまして、紀美野町貴志川に関するものに関しましては、海南工事事務所所管の管理保全部でしたっけね。2点ございます。貴志川の動木・長谷宮間の浚渫、令和5年度500立方メートル。もう一点は、松瀬から四郷地区、同じく浚渫ですね。500立方メートル、このように出ています。ただ、令和6年度に関しては、何も表記されていなかったもので先ほど質問したものです。8件の要望等々おっしゃってくださいましたけども、県としての対応は、まだ具体的には分からないでしょうか。

ただ、先ほど、町長がおっしゃってました蓑原橋付近に関しましては、それはちょっと僕は確認してないんで分からないんですけども、よくあそこを通りますので、測量の方が入ってますよね。それはもし先ほど町長言われた測量でしたら、取りあえず、話が一步進んでるんだなと思いますけども、今言ったように、その測量がその県の測量かどうかちょっと分からないんですけども、その部分も含めてどうでしょう。

○議長（美野勝男） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 藤井議員の御質問にお答えさせていただきます。

令和6年度の浚渫事業の対応場所につきましては、町のほうから、昨年8か所ということで要望しておりまして、その浚渫事業につきましては、先ほど、町長が申し上げましたとおり、非出水期に行うということで、まだ具体的にどの場所ということはちょっと聞いてございません。

それともう一つ、測量していたというのが蓑原橋付近の測量調査のものかということでございますけども、そこに蓑原橋付近に調査測量には入っているということは聞いてございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 4番、藤井基彰議員。

○4番（藤井基彰） まず河川につきましては、先ほど、町長も大分御答弁、建設課長もしてくださったので、これ以上聞くことはございません。ただ、丁寧な対応、もちろんいろんな漁業関係の話もございますが、これはこれで承知しております。いろんなものを含めて適切な対応を当然していただけるものと思います。河川のほうは、これで終わります。

2つ目の谷川の砂防堰堤、治山堰堤についてですけども、先ほども話しまして答弁もいただきましたけれども、堰堤にある程度の土砂がたまっても、堰堤の機能はすることはもう当然承知しています。ただ、以前と違い、最近の気候変動による集中豪雨は予想を超えて、それによる土砂の流動はとて多くなっています。河川と同様に谷川についても、緊急浚渫推進事業に含まれていると承知しています。

先ほどの町の答弁では、個々に対応ということでありましたが、もちろん個々は個々ですけども、町としてそういう調査等々はやる予定はないということでしょうか。

○議長（美野勝男） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 藤井議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げさせていただいたんですけども、砂防堰堤を含めて、和歌山県の管理、施設は管理は県となってございます。ということで、こういった民家に近い特に砂防堰堤2基につきましては、民家に近い場所にあるということは私どもも承知してございます。そういった中で県のほうにも、そういった民家の近い堰堤を特にですね、そういった機能が大丈夫なのかどうかということを含めて、町からも県のほうに要望していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 4 番、藤井基彰議員。

○4 番（藤井基彰） 今、課長おっしゃったように、確かに管理が県ということはもう承知しております。ということは、町のほうでは、それぞれの地区なり個人的な情報として、ここはこうで危ないよという情報を受けて、それを建設課が確認して、それを県に報告して調査してもらい対応してもらい、そういう形を取ってるのですか。

○議長（美野勝男） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 基本的には、そういう形になろうかと思います。ただし、今言われたその砂防堰堤につきましては、場所につきましては町のほうでも既にもう確認させていただいてございます。これにつきましてはかなり土砂もたまっているということで、県のほうには既に対応すべきなのかどうかも含めて、ちょっと現場のほうも一緒に確認してくださいということでは、要望は伝えさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 4 番、藤井基彰議員。

○4 番（藤井基彰） 再々ですみません。

もともと、町内には不透過型堰堤が多いんですよね。これはどういう意味かちょっと僕はよく分からないんですけど、ほとんどそうだと思います。これ不透過型堰堤というのは透過型に比べると、僕はこれ資料で読んだだけで土木には詳しくないんですけども、一定の土砂量を超えると機能しないので、土砂を取り除くことによって機能の回復と堰堤の寿命を確保している、つまりこれは常時管理が必要な堰堤であるっていうことをうたっています。そういう点からいくと、もちろん管理は県でありましても、その普段の若干の状況というのは、町がある程度、直接は見ることはできるのかできないのか分かりませんが、特に今言われた民家に近いところなんかは、ある程度知らないよというのも少しおかしいんじゃないでしょうか。

○議長（美野勝男） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 藤井議員の御質問にお答えさせていただきます。

不透過型の砂防堰堤につきましては、県等にも確認し、またその他、国のほうの基準等を見ましても、土砂がいっぱいになっても効果がなくなるわけではないということで見解は聞いてございます。また、そういった民家に近い堰堤等について、また状況を教えていただければ確認し、その旨を県のほうに伝えていきたいというふうには考えてご

ざいます。

以上です。

○議長（美野勝男） 4 番、藤井基彰議員。

○4 番（藤井基彰） すみません、1 点確認なんですけども。先ほど、最初にお話ししましたように、国の緊急土砂推進事業でしたっけ、これらの目的の中に、砂防堰堤には土砂災害時に砂防堰堤でせき止められた土砂等による土石流の抑制機能に対して影響ということで、土砂を取り除かんと駄目なところがありますよと。それは当然、今までの水害じゃなくて環境変化によって一時すごい量が来るから、それに対しての準備はしなさいよということで具体的なものが出ています。土砂を補足した場合などは、砂防堰堤の背面において土砂流木が異常に堆積し、砂防堰堤の防災機能を阻害している。まあこれ読みだしたら長いんです。等々、先ほど言われたみたいに一つや二つは対応されてる、県も対応されているということなんですけども。ただ、基本的には、計画勾配または安定勾配等々、ある程度これ以上を超えたら機能しないよというのは、一応基本的な形であるそうなんですけど、それは目測でもある程度分かるんだろうと思うんですけども、そういうまあ含めて、各地区の方々にもうお任せということですね。

○議長（美野勝男） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） そういった場所等がございましたら、町のほうに言っていただきましたら、町のほうから県のほうにも要望し、また町も一緒になって現場のほうを確認したいというふうに思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 4 番、藤井基彰議員。

○4 番（藤井基彰） もう一点、追加で申し訳ございません。

その谷川には土砂が長年たまって、その土砂の上に木が茂っている。もうこれは5年10年において、もうこういう大きな直径が10センチ20センチ以上の大木が茂っていると。谷の中にそれがある。こういう現実がもう現にあるんです。だからそういう付近はもう目視したらすぐ分かるんですから、その付近も少しまた工事してほしいと思います。谷川については、これで終わります。

次に、ため池についてですけども、農業用ため池については、築造が古く近代的な技術基準に基づかず設置されているものが多く、劣化が進み、後継者の減少などから適正な管理もされず、近年の自然災害に耐えられないため池が多くなっています。現に、指

定ため池でなくても、先ほど、町政報告会にも来られた方が言っておられたように、山の水、谷川の水と一緒に、ため池の泥水も流れ込んできたとおっしゃってました。その方すごく冷静に落ち着いて、いろんなすごい大きな被害を受けたんですけども、いろんな状況を含めて、私のところではないということで、すごく冷静にお話されてましたけども。多分、建設課のほうでも、映像とか画像とか直接お話もしたことと思います。私も行かせてもらいまして、ここまで来たよと家の中のテーピングのところまで、また2階まで登って、窓に、あの付近まで来ると危ないんだよとか、そういういろんなお話をしました。

ただ、一つお伺いしたいのは、ため池についても、ため池、先ほど、重点管理以外のため池、措置法がたしかあったように思うのですが。ため池管理保全法というのが、先ほどの重点法とは以外にたしかあると思います。これによって、ため池の管理をしなければならないようになってると思います。具体的にはたくさんある中でも、例えば、管理が誰かの届出義務であるとか、幾つかある中で、もし届出、所有者が各自そういうことができず、かつ、適切な管理が困難なところは市町村が管理権を取得できると、そういうところもあると思います。その付近に対して、町のほうはどういう対応をされてますか。

○議長（美野勝男） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 藤井議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほども申し上げさせていただきましたが、まず、防災重点農業用ため池をまず先行して対応するというので、国のほうからも指針が出ておりまして、それ以外のため池につきましても、当然、今言われたように、防災・減災の観点からも対応が必要なため池もあろうかとは思いますが、それらにつきましても、今年、防災重点農業用ため池の改修の協議も含めて県と協議し、これからの進めていき方というものを検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 4番、藤井基彰議員。

○4番（藤井基彰） 先ほど質問された方もおっしゃっていましたが、もう去年の水害から丸一年。ほんで今日なんかも、ひょっとしたら線状降水帯ですごい雨が降って危ないかも分からないと。幸いそうでないような今日は状況ですけども。この1年間、じゃあそのため池や川はどうなったのかというと、もちろん修復はしてくれてるところ

もありますが、手つかずのところもあります。当然、いろんな順番とか難しいのはよく分かるんですけども、取りあえず何かできないかという点では、いろんな方法があると思います。以前、町長もおっしゃってました、すみません、言葉は忘れました。水の上限を下げる方法とか、取りあえず調査するまでに調査が仮に1年するとすれば、調査が終わって1年、それからまたいろんな対応すると本当に1年、2年とかそういうスパンになってきます。取りあえず調査しながら、現在被害があったそのため池に対しては何かを処置していくという、そういう方法というのは考えられないんですか。

○議長（美野勝男） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 藤井議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、藤井議員がおっしゃってるのは、洪水吐のことだと思います。洪水吐を下げることによって、ため池の貯水力を低く少なくするということで、被害が少なくなるということにもつながるのも一理ございますが、ため池のほうのそういった被害の出てるようなところにつきましては、また現地等を確認して、ため池の管理者さんも含めて協議していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 4番、藤井基彰議員。

○4番（藤井基彰） ため池に限らず全て一緒ですけれども、いずれにしましても町のほうはいろんな状況を見ながら一生懸命されてると思います。ため池についても、いろんな面についても、迅速な対応をお願いしたいと思います。町民の方は、やっぱりいろんな面で心配されますので、やっぱ安心という言葉、これがやっぱどうしてもいただくような対応を町はすべきであると思います。

続いて、すみません、4番目のハザードマップの件です。ハザードマップですけども、来年2月ぐらいにはできるということだそうですけども。先ほどちょっとお伺いしまして、ホームページということで、今これ議場でもこれ端末使えるということで、僕ちょっとスマホでハザードマップ見たんですけども。確かに、総務課長がおっしゃってたように、緊急避難のマップが以前のマップのままですね、たしか。更新を見たら、2020年6月17日、昨日にこの情報が更新、そのマップじゃないけどこの全体のものは更新されています。この部分ですか。洪水情報でしたっけね。つまり、何が言いたいかわかりますと、もう手元にそういう新しい情報が4月以降に来ている、もう2か月ぐらいたっている、その状況で業者のほうにもある程度そういうマップの依頼もしていると。

つまり、新しい情報は手元にあるんじゃないかと思います。その情報が2か月たっても端末なんかに出てこない。これは少し疑問がございます。紙ベースは遅れるというのは当然分かりますけど、こちらが早く、端末の方に早く載せることはそんなに難しいんじゃない、僕は技術的なことはよく分からないですけども。その付近の対応はいかがでしょう。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 藤井議員御指摘のとおり、こちらも反省すべき点は多々あると思います。公開された情報は、もちろん県のホームページには掲載されていた状況です。ですが、町とのリンクというのが非常に大切に考えております。ですので、洪水のハザードマップ、町の洪水のハザードマップから、県のほうの情報へ飛ぶようなリンクを現在貼ってるという状況でございます。何しろ、県の公開されている河川の情報が、容量が大きいものもありまして、特にその県のほうへの町からのリンクということで判断させていただいて、現在、その対応は取らせていただいているということでございます。

○議長（美野勝男） 4番、藤井基彰議員。

○4番（藤井基彰） その件で最後すみません。それはよく分かるんですけども、だからその部分、貴志川の紀美野町内の部分だけを切り取って貼り付けると、そういう方法も可能じゃないかなと思います。まず、我々はある程度分かりますけども、観光客とか、何かで町外の方が来られたときに、何か雨とか台風とか被害に遭った場合に、ぱっと見て何とかすぐに避難場所が分かるとか、ここが危ないとかというのを察知するには、できるだけ迅速にその場所へ行かなければならない、そういう点から考えましても、やはりそういう方法というのは多分取れるんじゃないかなと思いますので、その付近も御検討をお願いしたいと思います。もう返答は構いません。多分検討してくださるものと思います。

それで最後に、全体を考えてちょっとお願いしたいんですけども。最後に、防災・減災において総じて尋ねたいと思います。調査の必要とかはよく理解しております。ただ、同時に行動によって形となる結果が出なければ安心というのは解消されません。法律や条例また資金面などで困難なことがあることは当然よく分かります。しかしながら、これらは災害に強いまち紀美野町という、何とかそういうアピールをするためにも、何とか迅速な形で前向きに進んでいただきたいと思います。お金がないとか、法整備ができ

ないとか、それはよく分かるんですけども、ただその中でも今可能な中でできることは何なのか。できるところまでは迅速に行う、こういうことで町民も理解してくれると思います。その次に向けて、じゃあこれは遅れる、少し遅れる、そういうのも理解してくれると思います。そういう付近から、町長、一言だけお願いできますか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 総合的なという御質問でもありました。先ほど、美濃議員からも御質問があつて、いろんな皆さんもこの災害対応に対していろいろ考えてくれるということはもうよく承知で、町とすればできることはスピーディにしていきたい、そういう思いは持っておりまして、それをずっと取り組んできておるところであります。ただ、工事とかになれば、やっぱり少し時間もかかる。それはもう否めない部分があるかなと思いますが、ハード的なもん、ソフト的なもん、いろいろあります。全てを一緒に、一遍にというのはなかなか難しいところありますが、ハードはハードで進めていきますし、先ほども申しましたように、住民の命を守るというそうした行動も一緒にしていく。また、避難所のお話もしていただきました。やるべき、やらなければいけないことはいっぱいありますが、積極的に1つずつ対応してまいりたい、このように思っておりますので、皆さん方の御協力もよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 4番、藤井基彰議員。

○4番（藤井基彰） 本当に最後申し訳ございません。最後に、今度我々も町外に立って災害に強いまち紀美野町であるよと、こういう胸を張って言えるような状況をぜひつくっていただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（美野勝男） 以上で、藤井基彰議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 0時17分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時43分）

○議長（美野勝男） 続いて、10番、伊都堅仁議員。

（10番 伊都堅仁 登壇）

○10番（伊都堅仁） 1問目に、ニホンアカガエル文化財保護審議会の決定を受けての今後の教育委員会の対応についてということで、3月25日の文化財保護審議会において、ニホンアカガエルの文化財指定が議決され、教育委員会に答申されております。それを受けて、教育委員会が様々な法的な問題への対応や実態調査等を行った上で決定するというものようですが、具体的にどのように進められるのか、またどのように考えておられるのかを御質問いたします。

2つ目に、紀美野町スポーツ公園リニューアル事業についてという、前回の議会で、スポーツ公園リニューアル事業についての概要の説明があったわけですが、基本構想が正式に決まるのが10月ということで、現時点で質問するかどうかはちょっと迷ったんですけども、疑問点が多いということもあり、提案も含めて質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

（10番 伊都堅仁 降壇）

○議長（美野勝男） それでは、伊都堅仁議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

東浦教育次長。

（教育次長 東浦功三 登壇）

○教育次長（東浦功三） それでは、私のほうから、伊都議員の2つの質問についてお答えさせていただきます。

まず、ニホンアカガエル文化財保護審議会の決定を受けての今後の教育委員会の対応についての質問について、まずお答えさせていただきます。

令和5年6月5日に、ニホンアカガエルの指定文化財指定申請があり、その後3回の文化財保護審議会を経て、令和6年3月28日付で文化財保護審議会会長から申請地のアカガエルを文化財指定すべき旨の建議書が提出をされました。その後、所有権等の課題を解決するために、顧問弁護士とも協議を重ね、申請者とも協議をし、6月末の教育委員会にて指定の可否を審議することといたしました。申請者の思いや審議会の決定を尊重し、審議をする予定でございます。

教育委員会において指定について承認をされれば、まず告示し周知することになります。この申請によるニホンアカガエルが指定文化財に指定されれば、申請者には指定文

化財の保護に努めていただきますとともに、教育委員会は申請地隣接土地の地権者に対しても、申請地のニホンアカガエルを文化財指定した旨を伝え、保護に協力していただくようお願いしていく予定です。

以上、答弁といたします。

続きまして、紀美野町スポーツ公園リニューアル事業についての質問にお答えをいたします。

まず、基本構想については、令和5年10月にもう既に策定し公表しております。また、基本構想に基づく基本計画についても、令和6年5月に策定し公表しておるところでございます。この事業は、スポーツと教育の融合により、地域発展と持続可能な機能を有する豊かな学びのスポーツ拠点とすることを基本理念とし、使い勝手のよい、気軽に訪れたい、にぎわい、魅力のある施設として、スポーツ公園をリニューアル整備していくものです。

事業手法はDBO方式とし、設計、建設、運営を一括発注する方式を採用し、民間事業者のノウハウを活用し、町の財政支出を抑えながら、利用者にとって魅力的なスポーツ公園として整備、運営を行います。

体育館の建て替えをはじめ、既存施設の更新に加え、新機能として屋内練習場、飲食宿泊、休憩エリアやシャワー、会議室などを備えたひさしエリアを追加整備をいたします。

事業者の選定はプロポーザル方式を採用し、民間事業者に提案させ、総合的に最も優れた提案をした者を決定し、設計、建設、運営を一括発注します。

6月14日、既にプロポーザルの募集要項、要求水準書等を公表し、提案の募集を開始いたしました。

今後のスケジュールを簡単に説明いたします。

現在、提案事業者の募集開始をしましたが、7月5日から7月22日までを提案募集期間としています。

その後、8月上旬に事業者選定委員会を開催し、優先交渉者の決定をする予定です。その後、8月中に基本協定の締結を行い、同時に契約等に向けての協議を行い、仮契約を締結し、9月議会へ上程する予定でございます。

以上、スポーツ公園リニューアル事業の概要と当面のスケジュールについての説明をいたしました。簡単ですが答弁といたします。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長(美野勝男) 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して質問、答弁をしてください。

10番、伊都堅仁議員。

○10番(伊都堅仁) ニホンアカガエルの文化財指定の件については、6月末の教育委員会で一応正式に決まるということで、それ以上の答弁はない、あと質問も別に特にないので、それで結構です。

リニューアル事業の件についてですけども、エアコンどうするのかいうことを私が質問したときには、エアコンは計画してないということやったんですが、後でまたほかの質問者のときには検討しますという話だったんですけども、どういうふうな形になったんでしょうか。

○議長(美野勝男) 東浦教育次長。

○教育次長(東浦功三) エアコンの件、空調設備の件で、体育館に係る空調の関係につきましては競技への影響や効果、それから、導入から維持管理にかかるコスト等を総合的に検討して、事業者が提案することといたしております。

以上です。

○議長(美野勝男) 10番、伊都堅仁議員。

○10番(伊都堅仁) これはまだ決まってないということですか。

○議長(美野勝男) 東浦教育次長。

○教育次長(東浦功三) はい。事業者から競技、競技というのはスポーツの競技です。競技への影響であるとか、導入にかかるコスト、それから維持管理にかかるコスト、それを総合的に勘案して事業者が提案してくださいと、事業者から提案してくださいという形を取っております。

以上です。

○議長(美野勝男) 10番、伊都堅仁議員。

○10番(伊都堅仁) 取りあえず、町としては別にこれについてどうこうするということはないという。事業者から上がってきたときに、また別にそれ予算取りをするということですか。

○議長(美野勝男) 東浦教育次長。

○教育次長(東浦功三) 要求水準の中では、必ずしもそれをしなければならない

とか、しなくてもいいとか、そういう形ではしていません。競技に影響がないようできるものなら提案してくださいと、そういう形を取っています。

以上です。

○議長（美野勝男） 10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） ちょっと分からん説明なんやけども。昨今の温暖化の状況とか夏の暑さを考えると、導入しないという選択肢はないような気がするんやけども。ただし、そのいろんな問題がある、頭の中で整理ができへんねん、この今のスポーツ公園については。屋根がテント地でしょ。それ例えば空調を入れると、やっぱり熱効率というのは結構悪いものになりかねへん。でも空調も何も入らないようで、逆にそのまた逆に飲食を提供するというてる。飲食でその、どういう形での飲食か分かりませんが。例えば、食堂みたいなのが入るとしたら、これ年中稼働しないと食堂は成り立たないんでしょうが。一部休まんなんやったらあかんのですよ。年がら年中稼働しないと。定期的な休みは必要やけども、やっぱり年間ずっと稼働しないと食堂としては成り立たへん。そこらは全体的な構想が私の頭の中で整理ができへんのや。そこが疑問なんで質問したんです。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 今、御質問の中で、飲食とか宿泊のエリアのことにも触れました。私申し上げたのは、体育館のみのお話でございました。飲食、宿泊エリアのほうでは、1年を通じてお客さんが快適に過ごせるような環境づくりというのを要求しております。その中で、空調設備についても提案してもらえるようになっております。

以上です。

○議長（美野勝男） 10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） これは飲食の場合はこれどういう形で、もうこの全体の事業を委託者に任すということですか。この飲食入る事業者というのは。そこらどうなるんですか、町が選ぶん。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 飲食の部分については、事業者の自主事業としてやっていただくように要求してます。自主事業です。

○議長（美野勝男） 10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） 大体、全体的に分かってきたけども、最終的な体育館の空調の問題ですね、そこを最終的に町がどうするのか、やっぱり町が決めんといかんと思うんやけどな。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 先ほど申しましたとおり、設計、施工、それから運営まで民間事業者がするという事になってます。ですので、民間事業者が運営をしやすいようにといいますか、うちの要求にちゃんと応えられるような、そういった運営をしていただくために、設計、施工についても同じように提案を、そこを運営を見越した提案をしていただくことを要求してます。

以上です。

○議長（美野勝男） 10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） 最後にちょっと一言聞きたいんですけども、このテント地ですね、これは普通のテントじゃないんやろうとは思んですけども、どのような素材のどのようなテントなのか分かりますか。いけますか。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 先ほど来、申し上げてますように、想定としてはテント幕を想定はしております。しかしながら、どんなテント幕であるかとか、ほかの方法もあるかも分からん、それが事業者の提案によるものになりますので。こちらでは一応テント幕というのを基本計画にもイメージとして載せてありますし、そういった想定ではいますが、事業者の提案、これを待ってるところです。

以上です。

○議長（美野勝男） 10番、伊都堅仁議員。

○10番（伊都堅仁） 今度また一遍、明日か、特別委員会で何か説明があるみたいなんで、それで一応説明ができるんですか。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） ですので、まだ今提案の募集をかけたところですので、提案はまだ来ておりません。

以上です。

○議長（美野勝男） 以上で、伊都堅仁議員の質問を終了いたします。

続いて、2番、中原和也議員。

(2番 中原和也 登壇)

○2番 (中原和也) それでは質問させていただきます。

人口はどんどん減っていき、これまでにない政策を打っていかなければなりません。町管理物件の対応もその中の一つだと思います。必要なものは今までどおり維持していかなければなりません、必要でない物、これから必要でなくなる物は、きちんと処理していかなければいけないと思います。

昨年9月にも答弁いただきましたが、現在の町管理施設数と遊休施設数とその維持管理費は、令和5年度で幾らかかっているのでしょうか。今後の計画をお聞かせください。

(2番 中原和也 降壇)

○議長 (美野勝男) それでは、中原和也議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

高田企画管財課長。

(企画管財課長 高田真孝 登壇)

○企画管財課長 (高田真孝) それでは、中原議員の町管理物件についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり人口が減少していく中、公共施設を利用される数やニーズは変化しています。そのため、需要の変化に合わせた公共施設のマネジメントが必要であると認識しております。

さて、議員御質問の現在の町管理施設数と遊休施設数とその維持管理費は、令和5年度で幾らかかっているのかについてであります。令和6年5月末現在、町が管理している建物施設は、全体で178施設あります。うち、遊休施設は8施設です。令和5年度の全施設の維持管理費については、決算後の事務として、現在、各担当課において集計作業を進めていますところですので、そのため確定ができていません。なので、参考に令和4年度の維持管理費用を報告させていただきます。町管理施設全体の維持管理費は、約3億6,700万円の支出です。また、遊休施設については件数が少ないため、令和5年度分を集計しました。令和5年度の遊休施設における維持管理費は、約1,033万9,000円の支出です。

次に、今後の計画についてですが、当町では公共施設等の中長期的な取組の方向性を明らかにし、総合的かつ計画的な管理を行うため、基本的な方針を定めた公共施設等総合管理計画を策定しています。また、この公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設

ごとの具体的な対応方針を定めた公共施設個別施設計画についても策定しています。これらの計画に沿って、既存施設の長寿命化を図ることはもとより、劣化状況、利用状況、コスト、地域の実情等を総合的に鑑みて、施設の建て替え、改修、解体、除却、集約等を計画的に行ってまいりたいと考えていますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 高田真孝 降壇)

○議長（美野勝男） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して質問、答弁をしてください。

2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） ありがとうございます。

昨年の方答弁の中で、有効活用可能な遊休施設を有効利用することについては、地域の活性化、雇用機会の確保や移住促進、また公共施設の適正化にもつながる取組として必要であると認識し、遊休施設の利活用は重要な手法であるため、それぞれ施設の特徴に合わせた利活用を検討していきたいと答弁いただいています。あれから約1年たっていないですけども、どのような検討をされたかお聞かせください。

○議長（美野勝男） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） どのような検討ということで、御質問にお答えさせていただきます。

まず、8か所の施設があるんですけども、そのうち一つセミナーハウス未来塾であります。民間提案のほうをいただいております。それをまだ全て完了はしてないんですけども、現在進行中で民間の提案を受け入れながら進めているという途中でございます。

それから、旧の毛原保育所になりますけども、民間提案ということで御提案いただいたんですが、審議会のほうでちょっと地元の活性化にそぐわないとか、ちょっと合わないということで、そこは却下とか不採用という形になっております。現状としてはそういう取組がございます。

以上とさせていただきます。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） その有効利用ですね、利活用という部分で検討するとされて

るんですけども、それはどういったメンバーでどこでされてるんでしょうか。

○議長（美野勝男） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 場所とメンバーということなんですけども、役場の中で、メンバーとしては副町長、それから関係課長が入って構成して、その中で審査しております。

以上です。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） やはり特に学校、あと保育園であったり小学校であったり、そういった施設というのはやっぱり地域に密着していますし、それなりの歴史もありますので、その地域の方々の意見というのはとても尊重すべきだと思うんですけども、そういう施設の使い方を地域の人にも意見を酌み取るとか、そういう意見を聞くという機会は設けているんでしょうか。

○議長（美野勝男） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 有効活用の方法として、まず地元の方々にこの施設を有効に活用できませんかというお話をさせていただいて、そういう提案がない場合は、次の段階として民間提案という形を持っていっております。なので、地元の方々が使っていただけるように、まずはお伺いさせていただいて、その次に民間提案、そしてそれがちょっと難しいというか、なかなか出てこないのであれば除却というか撤去というか、そういった方針を取っておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） そうですね、なかなかその計画というのはすぐに決められるものでもないですし、簡単に決められるものでもないというのは分かるんですけども、ただ、建物というのは、使わなければ使わないほど朽ちていくのは早いです。

特に僕が一番心配してるのは、毛原小学校の木造の建物です。あれは僕移住したいという方が月二、三名、必ず僕のところに来て紀美野町内案内するんですけども、その際にいつも毛原の小学校を見せて、これ何とか活用したいんやという、移住者の人たちといつも相談しながら見ているんですけども、とてもみんな感動してくれます。あの建物を何とか維持して何とか利用したいなと思うんですけども、何か耐震ができていないから利用できないという何か悲しい現実があって、それを何とかああいう小学校、築100年以上たった小学校というのは非常に珍しいですし、やり方によったらすごくいいも

のになると思うんで、ぜひあれを維持できる、まああれだけじゃないですよ、ほかの施設もそうなんですけども。やっぱりああいう施設というのは雨漏り、屋根が一番雨漏りしないように維持するというのが大切で、屋根さえ守れば何とか長い間建物を維持できると思うんで、そこをよく考えて、この何て言うんやろうね、ほっとくんじゃなしに、ちゃんと管理して、維持してちゃんとした計画を立てるとか、そういったことをお願いしたいなと思います。

なぜ、私こういうことを聞くかという、今、紀美野町に、先ほども言いましたけども移住希望者が非常に多く来られてます。ところが、空き家数が1,000件を超えるというのに、すぐに空き家が見つからない。その中にはいろんな事情があります。持ち主が、親戚が集まるために置いてるんやとか、どないしようもないからほってるんやとか、いろんな理由があるんですけども。ただ、そういう古民家とかそういう建物を有効利用できるようにしていかなければ、今後、人口減っていったって、2040年までには紀美野町は6,000人をキープするという目標を持っているわけですから、今のままで行くと到底それは叶いようがないような数字だと思うんで。あらゆる可能性を少しでも進めるためにも、そういう町のそういう不動産を持っている、そういう古民家とか持ってる人に、そういう維持管理は大事やでと、町がそういう姿勢を見せる、町の管理している物件も少しでも長い間維持できるように、こういうことを政策として打っててますよとか促すためにも、無駄のないお金の使い方、ただその利用の方法が分からんから置いてるんやとか、年間1,000万ちょっとですかね、維持費がかかると言ってるんで、町民1人当たり1,000円あるかないかぐらいの負担で済むんで、町の財政からしてみれば小さなお金かもしれませんが、これも長い間かかると、とても大きなお金になってくるんで、少しでもそういう人口が減っていったって財政も厳しくなっていく。少しでも将来負担を減らすといった意味でも、こういった小さなことを、無駄のない支出で、無駄のない支出と言いながらも、維持するための支出というのもきちんと考えて、本当に中長期的に本当にこれからどうしていくかというのを真剣に考えていかなければいけないと思います。

あと、町内に178施設あると言ってましたけど、昨年9月に聞いたときは185施設あると。そのうち撤去された施設もあるのかなと思うんですけども、当然、この178施設の中で、今後使わなくなるであろうという物件もあると思います。そういった物件も今後どうしていくか、特に美里中学校なんかまああいう大きい物件で非常に利活用

するというのは、そんな簡単に決まるようなものじゃないと私は考えているんで、そういった部分も含めて、これから地域の人にこの施設をどうやって使いますかとか、町としてこういうふうに使いたいとかいう話合いとか、例えば、この施設はもう町としては管理するのが大変なんで、いついつまでにこれは撤去しますよという話を地域の方々にちゃんと話をして、急にこの物件を潰すんや撤去するんやというんじゃないしに、きちんと前もって話ができるように中長期的な計画、この財政だけじゃなく、そういう管理物件に関しても、今後どうしていくんやと、分からなかったらSNSとかいろんな方法があるんですから、紀美野町にこんな施設がありますよ、こういう利用方法があるなら、何か提供してくださいとかいろんな呼びかけをして、本当に今までにない政策をやっぺいかないと、どんどん人口が減っていつて、交付税もどんどん減っていくという可能性もあるわけですから、今までどおりにはいかないと思います。今までにない政策を本当に考えていかなければならないと思うんで、私は町の管理物件について、そんなささいなことかも分かりませんけども、もうちょっと真剣に考えていただきたいなと思います。

先ほども言いましたけど、町がそういうふうは無駄のない支出で有効利用するというのを本当に町の方々に見ていただいて、何とかその古民家再生にもつなげれるようなそういう利活用というのを見せていただきたいなと思うんですけども、その辺の見解をまたお聞かせください。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 中原議員から、大変うれしいというか、ありがたい御提案もいただいております。本当におっしゃるとおりでありまして、今使われてない小学校・中学校等の利活用というのは、いろいろな形で一生懸命やっているところでもあります。一つうまいこといつてるのは、元の神野保育所でありますね。あそこはだから本当に有効に活用して、新しい若い人らがそこで会社を立ち上げて、従業員も9人もいらっしやるということで、皆さんに広く活用していただいて、これうまいこといつてるところであります。ほかのところについてもいろんな手法も考えておりまして、何もせず手をこまねいているだけではございません。先ほど申し上げたセミナーについて、今動き中ありますし、毛原の保育所については提案はいただいたんですがちょっと不採用というような形にもなっております。ほかのところについても、いろいろ検討なりは進めております。一つ解体もやっぺるところというのは、旧の長谷小学校ですね。今、解体もしるというようなところもございます。先ほど、担当課長が申した公共施設の計画とか

っております。その中で、全ての建物について、これはどうしていく、変わっていくと
かっていうのはそれも計画している中でありまして、もちろんその計画もどンドンと見
直しもしなければならぬということはあるんですが、本当に言われるように、で
きるだけ有効に活用してということを進めていきたいと思っておりますので、ま
たいろいろ提案もあれば、また皆さんからいただければなと思っております。どうぞ
よろしくお願いします。

○議長（美野勝男） 2 番、中原和也議員。

○2 番（中原和也） ありがとうございます。

これからですね、特に私自身、個人的に心配してるのが美里中学校の利活用というか、
ぜひ地域の方とか、特に旧美里町と言われているあの地域の方々の、あの中学校に対す
る思いも十分に考慮に入れていただきたいと。

別に批判するわけじゃないんですけども、紀美野町スポーツ公園のリニューアル、こ
れは突然議会としても多分聞いて、まあ知ってる議員の方もおったのかもしれませんが、
私自身は突然聞いたような話なので、今後そういった突然これするよというんじやなし
に、前もってこういう計画があるんやけどもっていうのを、できれば議会のほうにそう
いう話、別にかしこまった通達なんか別に要らないと思うんで、軽い立ち話でも結構な
んで、今度こういう計画を立てようと思うんやけどもという、議会側にもそういった報
告というか声かけをぜひやってもらいたいなと思います。これで質問を終わりたいと思
います。

以上です。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） ありがとうございます。議員おっしゃられるように、今後十
分皆さんにも相談しながら物事を進めていきたいと、このような気持ちでおりますので、
どうぞよろしくお願いします。

○議長（美野勝男） 以上で、中原和也議員の質問を終了いたします。

続いて、8 番、北道勝彦議員。

（8 番 北道勝彦 登壇）

○8 番（北道勝彦） 1、用地借受け時の対応と財産管理について。

行政の基本は、住民の命と財産を守ることです。また、事業を行うのは絶対的に利益
を求めてのことです。バブルがはじけ、他町では住民の財産を守るため合併を機会に、

町長は町を自分の家だと思い苦渋の決断をして、経営改革を行っても黒字経営にならない赤字事業は廃止としています。住民の言われることを質問します。

吉野地区の小川町長の土地を吉野の消防団第7分団に貸してくださるとのことで、分団庫の竣工式で、寺本前町長が「小川氏が無償で貸してくださいました」と挨拶されました。無償で貸していただきありがたいことですが、元畑のところがあり、年に何回も草を刈ったり、草枯らしをやり管理しています。また、古い屋根瓦を捨てずにきっちり積んで置いており、町長の家の堅実なのがよく分かります。

質問①、以前、県土木事務所として使っていた広い家があり、町の費用で解体したと聞きます。町に貸すならば固定資産税は無償ですが、家も町で解体していただけるのかお聞きします。また、屋根瓦を捨てずに町できちんと置いていただけるのかお聞きします。

②、他町では、「町を自分の家だと思い」と言われます。住民の財産を貸すのに指定管理案を使っています。町長の家の財産ならば、どうして指定管理案を使われないのかお聞きします。

2、指定管理（かじか荘・山の家おいし）について。

質問①、誰でも事業を行う場合は、採算が取れるかどうかの試算を行い、設備投資に銀行の融資を受け、事業の利益の中から毎月、融資金の一部と利息返済を行わなければなりません。銀行の融資の代わりに、住民の財産を使っていることであり、住民に毎月幾らかの利益やその他利点があると思います。どれだけ利益や利点があるのかお聞きします。

②、指定管理案により住民の財産を使い、経営収入以外に多額の管理委託料を払い、赤字事業を続けていますが、誰のための行政なのか。一般住民、一部住民、町長の後援会の方、町長自身の中からお答えください。

③、他町はどのような行政なのか調べに行ってきました。どの町も堅実な行政に変え、紀美野町のような赤字事業を行っている町はどこにもありません。他町を調べに行かれたのか。調べに行った、調べに行かなかったでお願いします。

④、指定管理案を使っている事業で、行政の基本である住民の財産を守れるのか。守れる、守れないでお願いします。

⑤、住民が言われるには、合併から住民の財産を指定管理案により私物化され、管理費用として使われた金額、かじか荘と山の家おいしだけでも返済していただかなければ、

妥協も納得もできませんとのこと。返済していただけますか。返済しなければならない、返済しなくてよいでお答えください。

また、合併後、かじか荘と山の家おいしに委託管理費用として使われた金額は、それぞれ幾らになるかお聞きします。

3、道の駅について。

大きな道の駅を造ろうと多くの役員とで進めています、多くの住民が言われるには、高野街道も貫通しておらず、観光バスも通らないのに赤字になると分かっているがどうして造ろうとするのか。止めてください。また、現在まで使われた金額を住民に返済してくださいとのこと。

①、住民の財産使ったことであり、事業を行う場合は、採算が取れるかどうかの試算を行わなければ、経営不振なら破産です。採算が取れるかどうかの試算をされたのか。試算をしています、試算をしていませんでお答えください。

②、道の駅を造ろうと使われた金額を住民に返済しなければと思います。返済しなければならない、返済しなくてよいでお答えください。

また、道の駅を造ろうと使われた金額は幾らになるかお聞きします。

(8番 北道勝彦 降壇)

○議長(美野勝男) それでは、北道勝彦議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

○議長(美野勝男) 家本消防長。

(消防長 家本 宏 登壇)

○消防長(家本 宏) それでは、北道議員の1つ目の御質問について御答弁申し上げます。

第7分団消防格納庫建築時における町の対応状況ですが、議員仰せのとおり、当該建築用地に既存建物があり、それを撤去しなければ格納庫を建築することができませんでした。土地使用貸借契約書に基づきまして、町の費用で解体、撤去をいたしたところでございます。

なお、解体撤去した既存建物は、波板トタンぶきでありましたので、屋根瓦に関して、町は一切関与してございません。

また、第7分団消防格納庫として土地使用貸借契約している土地に、畑は含まれておりません。

次に、指定管理案に関してですが、指定管理者制度とは、地方自治体が設置する公の施設の管理運営を民間事業者等に委任するための制度になりまして、民間能力を活用しつつ、公共サービスの効率性と品質を向上させる目的がございます。ここでいう、公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために設置された施設でありますので、用途が消防団の消防格納庫であることから、指定管理者制度にそぐわないと考えます。

以上、簡単でございますが答弁とさせていただきます。

(消防長 家本 宏 降壇)

○議長（美野勝男） 小川町長。

(町長 小川裕康 登壇)

○町長（小川裕康） それでは、私から、北道議員御質問の2点目、指定管理（かじか荘・山の上おいし）についての5つの御質問がございましたが、その中で2点目、3点目、4点目、5点目について、まず私からお答えをいたします。

まず、②番の誰のための行政なのかという御質問に対してであります、これはもちろん一般住民のための行政であります。

3点目の他町を調べに行かれたのかという御質問に対しては、もちろん調べに行っております。

続いて、住民の財産を守れるのかといった御質問に対しては、守れます。

5点目です。返済していただけますかという御質問に対して、これは返済しなくてもよいというふうにお答えをいたします。

指定管理の①番、そして5番目のこれまでに使われた金額については、企画管財課長から御答弁いたします。

以上です。

(町長 小川裕康 降壇)

○議長（美野勝男） 高田企画管財課長。

(企画管財課長 高田真孝 登壇)

○企画管財課長（高田真孝） 私からは、指定管理（かじか荘・山の家おいし）についての①についてお答えします。

①について、事業を行う場合にどれだけ利益や利点があるかについてと、⑤の合併後のかじか荘・山の家おいしの委託管理費用についてでございます。

まず①について、美里の湯かじか荘におきましては、町の豊かな地域資源の有効利用を図り、農林業の振興、地域住民のコミュニティ活動の推進及び町民と都市住民との交流等の拠点施設として設置しております。令和５年度は約２万７,０００人の来館客がありました。交流の拠点施設として大きな利点、利益であると考えます。

山の家おいしは、県立自然公園生石高原の豊かな自然条件を活用し、快適な憩いの場を提供することにより、登山者の健康増進と様々な交流による町の活性化を図り、もって生石高原の維持管理に供するために設置された施設です。令和５年度に生石山を訪れた方は８万人を超えています。

NPO法人生石山の大自然保存会を指定管理者として指定を行い、山の家おいしをはじめ、キャンプ場、展望台、公衆トイレ等の施設の適正な管理に努め、生石高原の環境保全にも尽力いただいております。これらは大きな利点、利益であると考えています。

いずれも条例の設置目的に基づいて運営され、その成果であると考えております。

続いて、⑤のかじか荘及び山の家おいしの委託管理費用についてです。

○８番（北道勝彦） 議長、そんなこと聞いてない。

○議長（美野勝男） 静かに聞いてください。

○企画管財課長（高田真孝） 管理費用についてです。かじか荘の現在の年間委託料は９５７万円です。合併からの１８年間の累計では、約２億５,６２２万６,０００円となります。次に、山の家おいしですが、現在の年間委託料が２５１万５,０００円です。合併からの累計は約４,４０９万１,０００円となります。

以上、答弁とさせていただきます。

それから続きまして、３番目の道の駅についての御質問にお答えいたします。

以前から御質問いただいた際にもお答えさせていただいてますが、道の駅とは、道路利用者の安全で快適な道路交通環境の提供と地域の振興に寄与することを目的に、駐車場、トイレ、子育て応援施設など、無料で２４時間利用できる道路利用者のための休憩機能、道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報などの提供を図る道路利用者や地域の方々のための情報発信機能、そして、文化教養施設、観光レクリエーション施設など、道の駅をきっかけに活力ある地域づくりを行うための地域連携機能、この３つの機能を併せ持つ休憩施設です。これらの休憩施設が、個性豊かにぎわいのある空間となることにより、地域の核が形成され、活力ある地域づくりや道を介した地域連携の促進などの効果が期待されるものです。

農産物直売所などの販売施設を整備する場合においては、販売施設の採算性について検討するのはもちろんのこと、地元の特産品などを活用した活力ある地域づくりの促進や町内に点在する観光施設、宿泊施設、各飲食店等への誘客促進なども道の駅単体ではなく、町全体の活性化を図ることにより、道の駅の建設や運営に係る費用を上回る経済波及効果を生み出すことができるよう努めてまいりたいと考えています。

そこで、町では道の駅検討委員会を開催し、紀美野町の道の駅に備えるべき機能や役割について御協議いただきました。令和5年9月15日に、委員会から町長宛てに、コンセプトが答申されています。

今年はそのコンセプトを基に、必要な機能・施設等に関する計画を具現化するとともに、その事業費の精査、財源、整備手法の検討等を行い、民間のノウハウを活用しながら、道の駅整備事業の基本計画を策定します。このことから、試算についての質問①は試算しますという回答になります。

続いて、質問②について、議会で認められた内容で執行し、決算も承認いただいておりますので、返却しなくてよいという回答になります。

また、道の駅整備事業に関する平成21年度からの支出累計額は1,224万5,000円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 高田真孝 降壇)

○8番(北道勝彦) 議長、答弁になってないわ。返済しなければならない。

○議長(美野勝男) 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して質問、答弁をしてください。

8番、北道勝彦議員。

○8番(北道勝彦) 質問の前に、消防第7分団が借りている畑の部分は貸していないとのことですが、借りていると思い徳田氏と管理をしていましたが、徳田氏が副団長として辞められた後、私が管理して行っています。借りてから長い間たちますが、町長宅から一度も管理に来ていません。管理を行わなければ、草木、かずらなどが大きくなり迷惑します。畑の部分は貸していないとのことですが、町長の記憶、思い違いだと思いますが、お聞きします。

○議長(美野勝男) 家本消防長。

○消防長(家本 宏) 北道議員の御質問ですが、契約書を交わしておりまして、

その部分は畑の部分は含まれておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男） 8番、北道勝彦議員。

○8番（北道勝彦） じゃ、なぜ町長は管理にいつも来なんなん。何年かたってますよ。いつも来てないですよ。おかしいじゃないですか。町長宅のことは管理に来て当然でしょう。一遍、徳田さんにまた聞いてみてくださいよ。徳田さんと2人で僕はずっと管理してんねん。それから後も、もうこないだも草刈りの薬ないなって、また新しい購入してきてやってます。なぜ、町長は2年間か3年間か知らんけど、長い間なぜ管理にいつもけえへんの。おかしいやないか。町長、答弁してください。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 2時40分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時47分）

○議長（美野勝男） 8番、北道勝彦議員。

○8番（北道勝彦） 町長の家の財産なら指定管理案を使わないのか、どうして使わないの。住民の財産やったら指定管理案を使って、赤字行政ばかりされてますよ。自分の財産やって、自分の家のつくったらええんで、指定管理案そのぐらいいえんやったら、指定管理案になぜせえへんのな、貸すのに。おかしい話や。自分とこの家なら堅実にやって、住民の財産なら赤字行政するって、そんな町長ありますか。

○議長（美野勝男） その質問については、先ほど、消防長及び小川町長からの答弁がありましたので、次の2番、指定管理のほうへ進んでください。

○8番（北道勝彦） 2、銀行の融資の代わりに住民の財産を使つてのことであり、毎月利点があるのかどうかということです。あるかないか、さっきの答弁ね、長なっていつも要件分からのでもう一回答弁してください。利点があるのかないか、それだけでいいんですよ。

○議長（美野勝男） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 北道議員の質問にお答えします。

利点はございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 8 番、北道勝彦議員。

○8 番（北道勝彦） そんな赤事業をして、どういう利点があるのか教えてください。

○議長（美野勝男） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 先ほどの最初の答弁でもお答えさせていただきましたが、例えば、一つ、かじか荘におきましても、豊かな地域資源の有効利用を図り、農林業の振興、地域住民のコミュニティ活動の推進及び町民と都市住民との交流等の拠点施設として設置しておりますので、そういった意味で利点はございます。

○議長（美野勝男） 8 番、北道勝彦議員。

○8 番（北道勝彦） そんなこと聞いてんの違うんよ。銀行で融資してもうたら、毎月元金と利息と返さなあかんねっしょ。そういうね、お金の、住民の財産使って、融資の代わりに、銀行の融資の代わりに銀行の財産使って行政されて、毎月どういう利点が住民にあんのなということや。利益。利益よ、何じゃかんじゃ違う答弁してもうたってあかん。質問に対する、利益、こんな利益あります、それでいい。

さっきの答弁になってないで。どんな利益あんのなって言うてんのよ。幾ら利益あんのよ。銀行やったら皆返済せんなんねっしょ。

○議長（美野勝男） 北道議員、企画管財課長から答弁がその件についてはありました。

○8 番（北道勝彦） ちょっと休憩して。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 2 時 5 1 分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2 時 5 4 分）

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） それでは、北道議員の御質問にお答えをいたします。

利益や利点、その前に、住民の利益や利点と聞かれておりますね。かじか荘へ先ほど年間2万7,000人が来て泊まられてということで、その方々が来ることによって、かじか荘の運営がスムーズにいったる。そこで仕事をされてる町民の方々は、そこから給料を頂いているというものでありますね。ですから、かじか荘があることによって、町に町外からも多くの方々が来ていただいているということもあるし、それは町にとっても大きなプラスになってるし、雇用の拡大にもつながっているということでありまして、議員が言われるように、銀行に借りて利息がどんだけってそういうその細かい利点じゃなくて、町としてとか、そこで働いている方々がいらっしゃるということが、大きな町としてのプラス、メリットになっているということでもあります。

以上です。

○議長（美野勝男） 8番、北道勝彦議員。

○8番（北道勝彦） あのね、個人が銀行で融資受けても、かじか荘をやっても、今言うたことは人を雇ったり、いろんなことしてしますよ。それ以外に、銀行に対して利子と元金の返済としてるんですよ。僕はそれを言うてんねんで。ほんなん、働く人に給料払ったりそんなことは事業してたら誰でもやらんなんことやしよ。僕はそれ問うてると違う。銀行やったら、融資を受けたら、利子と元金の返済と毎月せんなんねっしよ。だから、町は住民の財産使ってやってんねやけ、だから住民に対してどういう利点があるんかということ聞いた。もう一遍答弁してください。

○議長（美野勝男） その点については、先ほどから答弁がありました。

○8番（北道勝彦） してないさけ言うてんねんっしよ。

○議長（美野勝男） 端的に利点があるかないか言うてくれっていうこと、利点があるということを答弁しとるわけです。

○8番（北道勝彦） いや、町長が言うてんのは違わいてよ。

○議長（美野勝男） そうしたことよ。

○8番（北道勝彦） 違わっしよ。住民に給料を払ったりそういう利点がありますよと。そんなもん誰商売したてあら。そうと違うて、銀行の融資してもうて、それに対する利子と元金返済を毎月せんなんねん、銀行やったら。住民の財産を使ってやってんねんやけ、住民に対して何かの利益とお金の利益と、そういうもんがあるんかどうなっていることを聞いてんねん。そんな住民働くんに給料払う、そんなことは聞いてない。

○議長（美野勝男） 答弁のように、利点があるということで。

- 8 番（北道勝彦） あるってどういう利点があるかって聞いてんねしてよ。
- どういう利点があんのって言っても、町長は住民に給料払ったり、町活性化のために、そんなこと聞いてんの違うで。小学校 1 年生じゃあるまいし、もっと考えよ。僕もね、学校で勉強あかんかったけど、計算だけはできる。
- 議長（美野勝男） この質問の答弁は済んでいると考えます。
- 8 番（北道勝彦） 考えるって、あんた考えてるけど。
- 議長（美野勝男） 次へ進めてください。
- 8 番（北道勝彦） そんなことでおまえ議会皆切ってまうんか。答弁してないやないか。
- 議長（美野勝男） 答弁は済んでます。
- 8 番（北道勝彦） 済んでないわっしょ。
- 議長（美野勝男） 済みました。
- 8 番（北道勝彦） もう 1 回言ってくれ。どういう金銭的に利益があるのかって。済んでないさけ言うてらっしょ。議長、そんなこと言うてたら議会進めへんで。答弁なしって議会やっしょ。
- 議長（美野勝男） 総合的に。
- 8 番（北道勝彦） 総合的らと違うんよ。金銭面で何利益があるんな。
- 議長（美野勝男） 人を雇用したり、やっぱり住民がそこへ泊まったりやな、そういうことで。
- 8 番（北道勝彦） そんなもん誰商売したて泊まら。あほか。かめへんよ。あほはあほじゃ。
- 4 番（藤井基彰） それはあかん。
- 8 番（北道勝彦） そんなこと言わす、向こう、議長が悪いんや。
- 9 番（向井中洋二） 違う。言うたあんたが悪いんや。
- 8 番（北道勝彦） そんなことね、あんたね。質問したことだけ答えてくれたらええんよ。そんなのね。
- 議長（美野勝男） それ質問に後から。
- 8 番（北道勝彦） 住民泊まって活性化になるとか、そんなこと聞いてるん違う。
- 議長（美野勝男） 利益があるかないか端的に答えよということ。
- 8 番（北道勝彦） 違うよ、利点。

○議長（美野勝男） ある説明を加えてやな、それで利点ありますということをは
つきり答弁ありました。

○8番（北道勝彦） どんな利点があるかちゅうてんねん。

○10番（伊都堅仁） 行政の質問してんねんで、おまえ。

○8番（北道勝彦） あほくさい、なんじゃ、あほんだら。

○10番（伊都堅仁） 行政のことちゃんとせいや。

○8番（北道勝彦） 行政のこと言ってるやんか。

○10番（伊都堅仁） 言っていないやろ。いっこも分かってないやろ。行政が。

○8番（北道勝彦） 分かってないことない。

変なもうね、難しいいろんな質問と違う答弁いつもするさけ。町長が答弁したらえん
よほんで。課長に何じゃかんじゃ分からんよになってしまうような答弁。関係ない。

○6番（埴谷高夫） 金額的にそういうのは難しい。確かに難しい。しかし、漠然
とし過ぎてる。答弁のね。やっぱり、町ではなね、町民がどんだけ働いてるのって。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 3時00分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時03分）

○議長（美野勝男） 北道議員に申し上げます。

発言が議事進行に関係ないと認めますので注意します。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 3時04分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時08分）

○議長（美野勝男） 8番、北道勝彦議員。

○8番（北道勝彦） さっきね、2、誰のための行政か、一般住民、一部住民、町長の後援会、町長自身と、これで答えてほしいんよ。もう、中で1個選んでくれたらええんよ。こんな質問されたらもう何じゃ分からんこと言うさけよ。ほんで質問変えたんよ。いつでも何じゃ分からんこと言うて、これでこらえてくださいて。誰のための行政な。

道の駅やな。道の駅と違わ。これは最後や。

○7番（七良裕光） それ最後になっちゃんのよ。議長から言われた。道の駅になっちゃんのよ。

○8番（北道勝彦） まだおまえ他せんになっしょ。

○7番（七良裕光） 他せんなんでも、それ言われたんやけ、これせえよ、さき。

○8番（北道勝彦） 先したら、もう後の。そんなこと言えやんよ、わえ。

5、住民が言われるには、合併から住民の財産を指定管理案により私物化され、管理費用として使われた金額、かじか荘と山の家おいしだけでも返済していただかなければ妥協も納得もできませんとのこと。返済していただけますか。返済しなければならぬ、返済しなくてよいでお答えください。

（発言する者あり）

○8番（北道勝彦） ほいたらどんなんやった。返済しなくてええかい。

○議長（美野勝男） それはさっきに済んだ。

○8番（北道勝彦） なぜ返済しなくてよいかお答えください。

町長、答えてよ。

○議長（美野勝男） この2ページ目のこの返済しなくてよい。

○8番（北道勝彦） しなくていいやろ。なぜしなくてええの。

○議長（美野勝男） それさっき答弁したと思う。

○8番（北道勝彦） してないよ。そんなもんね、混ぜて答弁してもうたってあかんてよ。答弁してください。

二遍目言うたってかめへなっしょ。答弁してくださいよ。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 大きな2番、指定管理についての5点目ですね。

これまでにということで、これまでに使ったお金について返済していただけますか、私は返済しなくてもよいとお答えした。なぜですかという質問、これは、その金額は予

算に計上して、ここで皆さんで審議していただきました。予算の提案はしましたけども、その決定されるのは議会が決定するんです。議会で決定された予算を執行したということです。だから、議会と執行部は両輪と例えられます。提案しました。皆さんで審議して決定してくれました。それを執行してます。

○8番（北道勝彦） 議会の決定やな。

○町長（小川裕康） ということです。

以上です。

○議長（美野勝男） 8番、北道勝彦議員。

○8番（北道勝彦） いつも質問したら、皆、議会の議決をいただいてますということや。だけど、これは議決ではなしに指定案を出した町長が指定案、この赤字になる指定案を出した町長に責任がある。それで、町内で起こったことは、町やけ役場内で起こったことは、町長が全責任を取るとこないだ言うちゃう。だから責任取ってもらわな。わえ前哨戦やって言うところ。

○議長（美野勝男） それは議会への提案があったので、議会も同じ責任かと。

○8番（北道勝彦） 議会の提案があっても指定管理案、これによって赤字をつくられてんねで。おまん議会の議決が赤字つくったんちゃうで。指定管理案によって赤字がつくられてんねで。町長に責任あるやないか。指定管理案らなぜ出してきた。自分とこでは使えへんねっしょ。あがとこで指定管理案、そんなええんやったら、あがとこでつくって貸してくれたらいいんや、あの7分団のとも。あがとこが堅実な行政してて、なぜ指定管理案ちゅうこんな赤字行政せんなんよな案を出してくんの。皆、町長に責任あるやないか。町長はほいでこないだも二遍ありましたちゅう話やったんしょ。町長は責任取らんなんやつ。ほいたら、役場内で起こったことは全部責任取りますと言うたやないか。責任取ってもらわんとしゃあないやん。返済してもらわな。住民から言われてんねやっしょ。指定管理案って皆、赤字事業されてんねんで。

○10番（伊都堅仁） ちゃんと執行機関が責任取るちゅうことや。

○8番（北道勝彦） おまえは関係ない。何を口ばかり。

○議長（美野勝男） この件については答弁終わりましたんで、次の道の駅、3番の道の駅へ進んでください。

○8番（北道勝彦） おかしな議長やな。

3、道の駅について。試算を行ったのか、行えへんのかちゅう、答えてくれた。

大きな道の駅を造ろうと多くの役員とで進めています、多くの住民が言われるには、高野街道も貫通しておらず、観光バスも通らないのに赤字になると分かっているがどうして造ろうとするのか。僕に止めてください。また、現在まで使われた金額を住民言返済してくださいとのこと。住民の財産を使つてのことであり、事業を行う場合は、採算が取れるかどうかの試算を行わなければ、経営不振なら破産です。採算が取れるかどうかの試算をされたのか。試算をしています、試算をしていませんでお答えください。

○議長（美野勝男） 1 回目の答弁でありました。

○8 番（北道勝彦） どっちやった。分からんやってきたよ。どっちやった。議長言うてください。試算をしていません、試算をされました。

○議長（美野勝男） 試算はしていますということでありました。

○8 番（北道勝彦） どういう試算されたんな。採算取れる試算されたんか。

○議長（美野勝男） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） すみません、私のほうの答弁では試算をしますというふうに回答させていただいております。基本計画をこれから策定していく中で、そういう採算を取れるかどうかということも併せて試算を行わせて。

○8 番（北道勝彦） その試算された紙あるの。

○企画管財課長（高田真孝） いや、しますという回答です。これからしていきますという回答になります。

○8 番（北道勝彦） これからって、もうおまえ早から金使ってんねんで。だから住民が試算もせんうちにこれ金使ったさけ、返済してくださいと言うてんねん。そんだけのことよ。ほんで、返済してくれんのか、くれやんのか答弁してください。

○議長（美野勝男） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 先ほど、町長もおっしゃいましたが、この道の駅の整備事業における費用につきましても、議会に認められて執行を進めておりますので、返済しなくてよいという回答になります。

○8 番（北道勝彦） そんな質問とちゃうぞ。試算をされたのか、してないのかという質問やった。これからしますやったらね、住民が返済してくださいちゅうことやしよ。ほいで、返済してくれんのか、くれやんのか、それも答弁してくれ。

○議長（美野勝男） もうその答弁は今ありました。

○8 番（北道勝彦） そんなんおかしいやないか。向こうに言うて。

○議長（美野勝男） 企画管財課長からはっきりとありました。

○8番（北道勝彦） 何あった。

○議長（美野勝男） 答弁として、試算していきますというのと。

試算をしていきます。採算について試算をしていくということと、返済しなくてよいって。議会も審議して進めてきてるので。

8番、北道勝彦議員。

○8番（北道勝彦） 試算されたんやったら紙、書類あると思うんよ。書類見せてくださいよ。

○議長（美野勝男） 試算をしていきますということです。

○8番（北道勝彦） いきましてもう金使ってるさかい、住民が試算もせんと使ってるさけ、返済してくださいというてんねんで。試算もせんまにおまえ金使うあほがどこに。

○議長（美野勝男） 議会の承認の下に使用しているので返済する必要はないと、しなくてよいということ説明してます。

○8番（北道勝彦） なぜ、せんの。

○議長（美野勝男） 議題になって議会が承認して、検討委員会というので検討すると。

○8番（北道勝彦） 検討委員会、そんなばかなことあるかよおまえ。なぜ試算もせんと金使うんよ。おかしい話や。

道の駅について、一言言わせてもらう。僕は一言、友達に一人で大きな事業をするが、住民があなたの悪いうわさばかり言ってるというのと、事業するのに地上げの一つもできない、口ばかりで1人になれば何も実行することができない人たち、100人寄っても200人寄っても事業は一つも前に進まない、そんなことを言われてる人があります。事業する人がそう言ってます。役員何人つくったってやな、地上げのいっこもようせんような人間あかん。なぜ役員大勢つくんの、給料あげてまで。おかしいやないか。だから返してくれって言うてんのよ。おまんね、事業するのに地上げのいっこもようせんね、口ばかり、1人になったら何にもようせんような人間を役員にしてよ、責任逃れやっしょ。ほいで金返してくれって言うてるねん。試算もせんまに使って。ほいで、なさいでもええって、何でなさいでもええの。おかしいやないか。住民の前へ町長1人で行って、喫茶店でもどこでもこのこと言うてみ、たたかれるで。なぜ試算もせんののに金使っ

たんよ。自分、事業すんのやったらそんなことできる。多くの役員つくって。そんなことできる。だから住民が返してくれって言うてるんやないか。町長、もう一回答弁。

何で役員らようさんつくって試算もせんとおまえ。

○6番（埴谷高夫） 1,200万円も使って、どんだけ進捗したんかって全部言わなんたら分からなして。具体的には何も進んでないわして。

○8番（北道勝彦） 返さなしゃあないやないか、住民が頼んでくれって言うてんねやけ。試算もせんまに大勢視察に行って何やかんやって金一切使って。

○6番（埴谷高夫） これからしますで1,200万円使いましたって、それ理由にならんやろそなん。

○8番（北道勝彦） そんなもん返さんでもええって何で返さんでもええんよ。小学生でも分かるぞ。返してもらわなしゃあない。わえ怒ったがされら、住民に。喫茶店も行けやな。それやったらわえ質問すらって来ちゃんのやけ。答弁あったらその喫茶店、町長1人で行って答弁してこいよ。もっとね、町長になったら住民のための行政しなかったら、一部住民のために行政したってあかんで。

誰のための行政かちゅうやつや。それね。住民の財産を使つてのことであり、一般住民のための行政でなければなりません、住民が言われるには、指定管理の入札では町や住民のことを思わない、自分だけよければよいと思う人でなければ入札に行けません、行けないと。行くことができません。また、山の家おいしで働くには、町長の後援会に入らなければならないと住民が言われてます。指定管理案を使つての赤字行政で、一般住民のための行政はできるかお聞きします。町長、指定管理案使って、行政で住民のためになんの。赤字事業して。

○議長（美野勝男） 北道議員に申し上げます。

一連の質問についてずっと答弁。

○8番（北道勝彦） 答弁してないさけ聞いてないって言ってんねっしょ。もう1回したてええわっしょ、もう1回したて。

○議長（美野勝男） いや、答弁を行っていますんで。

○8番（北道勝彦） してないさけしてないって言ってんのよ。してんのやったら答弁今やったらええ、ちょっと。やってないったらやってない。住民から言われちゃんのやさけ、頼まれちゃんのやさけ、こんなもんつるし上げにあう。もう1回言おか。

○議長（美野勝男） もう答弁は済んであんねん。

○８番（北道勝彦） 何の答弁やって言ってるしてよ。答弁してくれたらええ。もう一回言おか。

住民の財産を使っただけのことであり、一般住民のための行政でなければなりませんが、住民が言われるには指定管理の入札では町や住民のことを思わない、自分だけよければよいと思う人でなければ入札に行くことができません。また、山の家おいしで働くには、町長の後援会に入らなければならないと住民が言われています。指定管理案を使っただけの赤字行政で一般住民のための行政はできるのか、できないのかお聞きします。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 指定管理者の決定する仕方がありますね。指定管理者を募集するんですね、町は。それに対して申請をいただきます。申請いただいた何人かをプロポーザルというんですかね、その中からこの人が一番この指定管理にはふさわしいであろうということを選定委員会でまず選定します。

○８番（北道勝彦） それは町長の後援会入って。

○町長（小川裕康） 違う違う。だからそうじゃなくて選定します。選定したそのものを議会へ今度は議案として提案して、そこで認めていただいたら初めて。

○議長（美野勝男） 静粛に願います。

○町長（小川裕康） そういう手続を踏んで指定管理者が決まってくるものです。それは。よろしいですか。

○８番（北道勝彦） 勝手に決めちゃんのやいてよ。

○町長（小川裕康） 勝手じゃない。だから、それはちゃんと自治法にも載ってますね、条例の。

○８番（北道勝彦） 自治法もくそもないわ。

○町長（小川裕康） いえいえ、それに基づいて進めてきて、指定管理者になるというものであります。その指定管理者の議案を上程して、議会で決定していただいて、初めて指定管理者となることができるというもので、そういう手続で指定管理者が決まってくる。

以上です。

○８番（北道勝彦） 入札せえへんの。

○町長（小川裕康） 入札ではありません。

○８番（北道勝彦） 今までしてないん。

○町長（小川裕康） 入札ではありません。

○８番（北道勝彦） 入札やいしょ。

○議長（美野勝男） ８番、北道勝彦議員。

○８番（北道勝彦） 入札でないって入札してるやないか、おいしの。指定管理、入札もしてるよ。入札してないってそんなことないよ。入札せんと。もうその住民が言われてるとおりよ。こんなもんねおまえ、何やで。町や住民のことを思わない、自分だけよければよいと思う人でなければ入札に行くことができません。入札せえいうても入っていけやんねん。なぜなったらね、山の家やるのにキャンプ場とかいろんな利益があるんよ。かじか荘でも利益あんのよ。経営やらすんなら話は分かるよ、無償でな。ほんにまだかじか荘へ管理費用っていうて、また１，０００万円から年間払ってんねんしょ。そんなばかな行政ってある。どこの町行ってもそんな行政してる、赤字行政してるところはどっこもない。町長行ってきたっていうけど、どこ行ってきたったんな。答弁いただきます。どこの町行ってきた。

○議長（美野勝男） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） ただいまの質問につきまして説明させていただきます。

他市町村の指定管理料の状況ですが、まずちょっと分かる範囲にはなるんですけども、有田川町さん、しみず温泉健康館でいくと、指定管理料が１，５００万円年間支払われております。それから、紀の川市、細野溪流キャンプ場でいきますと年間１４０万円、青洲の里でいくと年間２，０５０万円、都市公園施設でありますと９，９００万円、年間支払われております。あと、田辺でいきますと、龍神温泉センターが年間１１０万円とあって結構まだ少し資料ありますけども、こういった形で、大体、市町村におかれましては、指定管理されてるところは指定管理料を支払っております。

先ほどの海南市でいくと、金額は把握できてないんですが、ノビノスでいくと恐らく億単位のお金であったり、海南スポーツセンターでいくと数千万円、あと最近できました道の駅サクアスですかね、海南の道の駅でいきますと３，５２５万８，０００円の指定管理料が支払われております。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

(午後 3時36分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時43分)

○議長（美野勝男） 8番、北道勝彦議員。

○8番（北道勝彦） 僕はね、銀行の融資の代わりに、住民の財産を使って事業するのやったら住民に対して、銀行やったら利子と元金返済せんなんが、住民に対してどういう利点があるのかという質問やで。終わり。

○議長（美野勝男） 暫時休憩します。

休 憩

(午後 3時44分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時45分)

○議長（美野勝男） 8番、北道勝彦議員。

○8番（北道勝彦） 払ってるちゅうんやったら、幾ら払ってんのかお聞きします。

もう1回答弁してくれたらええんよ。あんな長いことせんと、これがこうやと。

○議長（美野勝男） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 再度、北道議員の質問にお答えします。

しみず温泉健康館に対しての指定管理料ですけども、年間1,500万円支払われております。

以上です。

○8番（北道勝彦） そんな質問違うたろ。

○議長（美野勝男） もう質問はありませんか。

8番、北道勝彦議員。

○8番（北道勝彦） 一千何百万円払ったんちゅうんかい。管理費用として。かじか荘よ。

○議長（美野勝男） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） かじか荘への指定管理料ですけども、令和５年度でいきますと、１，１５２万３，８１０円になります。現予算、令和６年度の予算でいきますと、９５７万円となっております。

以上でございます。

○議長（美野勝男） ８番、北道勝彦議員。

○８番（北道勝彦） 指定管理料として払ってる費用かい。なあ、そうでしょ。そんだけ赤字になってんねんやろ。僕はそんな質問してないやろ。銀行の融資を受けて、かじか荘と違って、何遍と同じ質問してんねん。融資を受けたら、それに対する利子と、そして元金返済と毎月銀行やったらせんなんねと。住民の財産使ってやったら住民に何かの利点があって当然やけ、何か利点があるのかと、住民が言われてんのよ。

○１１番（美濃良和） だから、しみず温泉１，５００万円もろてんねんて。他ももうてんのよ。

○８番（北道勝彦） 今かい。

○１１番（美濃良和） 町が、町が。

○８番（北道勝彦） 休憩して。

○議長（美野勝男） 静粛に願います。

暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 ３時４８分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 ３時５０分）

○議長（美野勝男） ８番、北道勝彦議員。

○８番（北道勝彦） 自分で事業するときにはよ、採算取れるかを試算せなんだら破産になるさけ、ほんで試算して金融機関で設備投資の融資を受けて、ほいで商売すんねんしょ。今らやったら試算もせんと大勢の役員つくって、そこたい見学に行ったりいろいろ行って金使った、その金は返済してくれって住民が言うてんねんしょ。終わり。ちゃうよ、これ答弁して。

○議長（美野勝男） 答弁終わっとなねんけどな。

高田企画管財課長。

○ 8 番（北道勝彦） 町長じきじきに。おまんらあかな、町長じきじきに。今の質問の答弁してよ。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 申し訳ないけど、議員の聞きたい点がなかなかちょっと私も理解しかねてる。というのは一つには、議員がずっと事業をするときに金融機関からお金借りてって、そりゃ当然事業するんですから、個人で商売する人はそのとおりです。役場は商売していません。金もうけはしてません。例えば、かじか荘についても、かじか荘はそこで金もうけする場所ではなく、ちゃんと条例に目的をうたっております。その目的を果たすために、かじか荘を運営してるところで。ですから、だから金もうけするために公共施設を建ててるものではありません。これはもうかじか荘でもそうですし、山の家おいしでもそうです。金もうけではない。多くの方に皆さんにそこを使っていたくとか、かじか荘の条例にも書いてますが。

○ 8 番（北道勝彦） 条例ら関係ないやん。

○町長（小川裕康） いや、だから条例というのは、かじか荘を造るときに、これこれこういう目的のために、こういうかじか荘を造ります。また、山の家おいしを造ります。だから、それがあって初めて町の公共施設なんです。商売するために造っているわけではありません。その目的をやはり一生懸命やっていくが上に、今は指定管理という制度を活用してるということであります。

もちろん、費用も要ってるということはありますけれども、その費用をもちろん指定管理料を払いながら管理していただくことによって、それが町民に対して個々の利益で返ってくるんじゃないくて、町民に対して、町に対して、かじか荘では2万7,500人のお客さんで泊まってくれることによって、そこでももちろん費用を落としてくれますし、経済効果、町内への波及効果も、それはなかなか幾らとかっていうのは言いにくいところがありますけれども、やはり、多くの方に来ていただいて、それで初めて町がにぎわう、経済効果が生まれるということであります。山の家おいしについても、8万何千人が来てくれることによって、その人たちの効果は大変大きいものがあるというふうに認識しております。まちの公共施設というのはそういうものであって、商売をする施設ではありませんので、そこを御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 8 番、北道勝彦議員。

○8 番（北道勝彦） 他町では、事業をするというのは利益を求めたことで、だから赤字のところは改革を行い、改革を行っても赤字のところは廃業という、皆してますよ。有田川町でも日高川町でも。天文台もね、日高川町、こんな住民に大層に、ほかの住民、県内の住民とかのために、こういう大きなお金を使ったら、住民の納得がいつてもらえやんさけ廃業と。休業として廃業してんねん。有田川町の天文台もそうよ。紀美野町は、この間5億何ぼ使っちゃんのしょ。ほいで、1億5,000万円ほど町の金出しよと思うんよ。なぜ、事業するのに赤字って分かりもてすんのか。だから返済してくれって住民が言うてんのやしょ。ほんで言うてんねんで。そげなね、効果あるとかなんとか、そんなこと答弁してもうたって話にならん。なぜ、住民が返してくれちゃうんなどということをもうちよっと弁えてもらわな。

あんた自分の家の経営は堅実にやってて、住民の財産やったら赤字事業になる。そげなばかみみたいなことあるか。ほいで返してくれって言うてんねで、住民が。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 繰り返しの答弁になりますが、町というのは商売をしてるわけじゃなくて。公共施設を造るためには、当然、目的があって造ります。先ほど申し上げたかじか荘にしろ、山の家おいしにしろ、そういう施設を造ったのは商売のために造ったものではないと。それはもう条例にもはっきり明示しておりまして、その条例についても議会で認められた条例であります。ですから、町と議会とが一緒になって、そうした公共施設を造っていきましょうねということで造ってきたものであります。

議員言われるように、民間の方は当然金もうけというのも大事なところでありますので、それをするためには銀行で融資を借りました、お返しします、当然のことです。それは銀行は銀行であるし、民間は民間のやり方があります。町とすれば、それはいろんな国の補助金をもらいながらとか、いろんな形でその財源を考えてやってきてるものでありますので、そこらは御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 8 番、北道勝彦議員。

○8 番（北道勝彦） ほやなぜ有田川町とか日高川町は、事業ちゅうんが利益を求めたもんじゃけ、経営改革しても赤字のところは廃業としますとって、なぜ廃業にしてんのか。皆してるで廃業に。生石天文台、二川温泉、有田川町やったら護摩壇の売店

と大きなレストラン、札立峠売店レストラン、皆廃業や、赤字やけ。なぜ、紀美野町だけそんな、そりゃ教育問題とかあんなところには奉仕せんなんのは分かってるよ。だけど、この商売してる護摩壇とか二川温泉、なぜやめたか。赤字行政やけ住民が困るさけ、住民の財産守れやんさけやめますということやっしょ。住民の財産守るために行政してんねで町長は。住民の財産と基本は、住民の命守る、これは大きな行政の目的やで。それを外してるさけ、住民が返してくれて言うてんのよ。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 議員、今、有田川町の話がされました。有田川町のしみず温泉の健康館に対して、指定管理料を1,500万円払ってるといことです。もう一つ、札立にあったところは解体しましたですね。ですから、やっぱり必要な施設は指定管理料を1,500万円払いながらやっぱりそれは残していかなとあかんということだと私は思ってます。もう一つの札立にあったところは、有田川町にとってあまり必要がなかったから解体したんじゃないかというふうに私は認識してる。必要なところについては指定管理料を払いながらでもやっぱり残していくことが、町にとって住民にとって必要だという判断をされたんだと思ってます。ですから、それは有田川町の町長とその話を具体的にしたことはありませんけれども、そういうふうな認識であります。

議員が言われるように、しみず温泉というのはやっぱり有田川町の大事な施設であるから、1,500万の指定管理料を払って今も続けてるんだ、そういうふうに私は認識しております。

以上です。

○議長（美野勝男） 8番、北道勝彦議員。

○8番（北道勝彦） 護摩壇の売店レストラン、大きにやってたんや。ほいで二川温泉もやってた。赤字のとは、とても住民の何得られやんし、商売ちゅうんが、事業するんが、利益を求めたもんやと言うてんねっしょ。紀美野町は奉仕するんやと。そんなこと、だから住民が返してくれって言うてんねやっしょ。住民が返してくれって。指定管理案によって皆赤字事業や。住民の財産の私物化して、町長は指定管理案によって私物化して赤字事業されてるさけ、返してくださいって言うてんねやで。

あのね、ちょっと休憩。議長、休憩。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

(午後 4時01)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時02分)

○議長（美野勝男） 8番、北道勝彦議員。

○8番（北道勝彦） 今、言うたとおり、短い間やったらだまさんのよ。だけど、こんなに長くなってきたらね、住民にだまし切れできやんさけ、住民から返してくれっていう意見が出てんねやけね。だまし切れやんよ、もうこんな指定管理案で出してる出してるって。住民の財産も守れやんのやもん。基本やで、住民の命と住民の財産を守るのが基本やで行政の。その住民の財産を守れやんような行政したら、住民も長い間だまし切るたってだまし切れやんよ。だから、返してくださいって言うてんねんしょ。終わり。町長答弁願います。

○議長（美野勝男） 8番、北道勝彦議員。

○8番（北道勝彦） ほいでね。だまし切れやんさかいよ、住民からこういうふうに戻済してくださいって言うてんねんしょ。だからね、返済してあげなければ僕はならんと思うんよ。商売と違うさけ、奉仕的にしてってそんなばかなこと町費で聞いたことないわ。あんた都合よう言うてるだけや。だますたってもうだまし切れやんよ。町長、答弁願います。だまし切れん。どうしてだまし切れんと思ってるのかについて。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 議員から、びっくりするような質問もいただいております。だますとかというのは、それはちょっとまあ信じられんような質問でありますけども。私たちは、この議会において、いろんな予算であるとか、条例であるとか、いろんな全てここへ提案して皆さんで審議をしていただいて、それを執行してきてるわけでありますので、それはちょっと議員、その質問は違うんじゃないかなというふうに私は認識しております。

指定管理の話も幾つかずっと出てますけども、やはり町にとっては大事な必要な施設。もう一つ指定管理で言いますと、雨山の郷というところもあります。あそこも指定管理で今運営をしていただいておりますが、その施設も皆さんが、真国の人らが一生懸命運営していただいているという、大変大変町にとってもすばらしい大事な施設であります。

ということで、やっぱり指定管理制度をうまく活用するというね、それを活用して地域の方々にも頑張ってもらいたい、そういう形で今運営しておりますので、決してだますとかそういうことは全くありませんので。それはもうきちんと理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 8 番、北道勝彦議員。

○8 番（北道勝彦） じゃあ有田川町、なぜ二川温泉赤字やけやめる。護摩壇も売店も赤字やけやめる。皆そこたい赤字のところでやめてんのよ。なぜな、紀美野町は全部指定管理案つくって赤字行政ばかり。だから、住民が返してくれって言うてんねんしよ。

○10 番（伊都堅仁） さっきと同じやして。

○8 番（北道勝彦） そないして、答弁なっていないさけ言うてんねん。ちょっと止めて。町長、なぜな、指定管理案で赤字ばかり。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 他町のことは、ちょっとさっきから申し上げてるように、もう推測で申し訳ないですが、それはその例えば有田川であれば町長にその真意を聞かんと何とも分かりませんが、推測で申し上げてはね、もうやっぱり必要がなくなったからそれはもうしめた。必要なところはやはり指定管理料を出してでもやっぱりそれは運営してるという認識はしております。で、うちの町の指定管理してる施設は、町にとって大変大変大事な施設でありますので、指定管理料を支払いながら運営してるというのは、そのとおりであります。

以上です。

○議長（美野勝男） 8 番、北道勝彦議員。

○8 番（北道勝彦） 第7分団借っちゃう土地も、畑のところは借ってないという話やっしょ。貸してないと。

○議長（美野勝男） もうその件は先ほど終わりました。

○8 番（北道勝彦） 同じやいしょ、このことも。はやまた、ちょっと止めて。

○議長（美野勝男） それは戻ることになるんで。議員の申合せでは戻ることはできないということで、次へ次へ進めてください。今は道の駅のことです。

8 番、北道勝彦議員。

○８番（北道勝彦） 返済してくれっていうんやけ、事業するのも試算もせんと金使ってあるさけ、返してくれっていうてんねで。なぜよう返さんのよ。おかしいやないか。試算もせんと事業するあほんだらどこにあんのな。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 最後の道の駅については、これから試算をして進めていきますって答弁しましたね。で、あの中に１，２００万円やったかな。今まで過去に１，２００万円は使ってますというような、その中の一番大きな金額は約８００万ぐらい用意して平成大橋の渡ったところに、過去に一回そこでできないかなということで、調査測量をした経緯があります。それは平成２４年やったかな。平成２４年に、あそこで平成大橋が完成して、その突き当たりのところで道の駅ができないかなというて調査測量はしたことがありました。当然だからこれも予算に計上して、決算も皆さんに見ていただいてるんですが、７９０万円要って測量して調査しました。その結果、最終的に造成だけでも、私の記憶ですが、造成に６億円から７億円要るというような、そういった調査結果であったんで、sonだけも造成費に要るんだったら、ちょっとここは難しいねということで断念したという経過があります。それは平成２４年にその場所を調査測量して７９０万円必要とした、要したっていうことがありました。１，２００万円のうちの大きな部分は、平成２４年に７９０万円を使って調査測量した。その１件でありました。

以上です。

○議長（美野勝男） ８番、北道勝彦議員。

○８番（北道勝彦） そかもね、もう皆住民知ってたよ。ジュンちゃんの屋敷っしょ。それもね、もう住民早から知ってたで、町長の後援会のもんやって。もう早から知ってたよ。

○町長（小川裕康） 平成大橋の話やで、今言うてんの。

○８番（北道勝彦） 落合橋ちゃうんか。

○町長（小川裕康） 平成大橋。

○議長（美野勝男） 以上で、北道勝彦議員の質問を終了いたします。

これで、本日の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日１９日午前９時から会議を開きたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

散 会

○議長（美野勝男） 本日は、これをもって散会します。御苦労さんでした。

(午後 4時11分)